

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和6年10月

新潟市人事委員会



新人委第414号

令和6年10月4日

新潟市議会議長 皆川 英二 様

新潟市長 中原 八一 様

新潟市人事委員会

委員長 平石 直樹

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

別紙第1 報告

第1 職員の給与等

1	職員給与の調査	1
2	民間事業所従業員の給与等の調査	2
3	職員給与と民間給与の比較	4
4	諸情勢	5
5	本年の給与の改定	6
6	社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）	8
7	勧告実施の要請	13

第2 人事管理に関する課題

1	人材の確保・育成等	15
2	職員の勤務環境の整備	20
3	会計年度任用職員制度の運用の検証	25
4	公務員倫理の確保	25

別記	令和6年人事院の報告及び勧告の概要	26
----	-------------------	----

別紙第2 勧告

<資料編>

第1	職員給与	資-1
第2	民間給与等	資-33
第3	月例給の比較方法	資-49
第4	生計費	資-51

報 告

地方公務員法に基づく人事委員会の勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受けていることへの代償措置であり、労使当事者以外の第三者の立場に立ち、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保する機能を有するものである。

職員の給与については、民間企業の従業員の給与と均衡させることを基本に勧告を行っている。この理由は、職員も勤労者であって適正な勤務の対価を受けることが必要とされる中で、その給与は民間企業とは異なり市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によってその時々々の経済・雇用情勢を反映した民間に準拠することが最も合理的であり、職員の理解と納得とともに広く市民の理解を得られる方法である、と考えられるからである。

本委員会は、本市職員の給与の実態、市内民間企業従業員の給与等勤務条件並びに国及び他の地方公共団体の勤務条件を含むその他諸情勢について調査研究を行い、職員の給与等勤務条件について検討を重ねてきた。

その結果について、次のとおり報告する。

第 1 職員の給与等

1 職員給与の調査

本委員会は、技能労務職員及び企業職員を除く職員の本年 4 月における給与の支給状況を把握するため、「令和 6 年職員給与実態調査」を実施した。

上記職員は、従事する職務の種類に応じ、一般俸給表、医療職俸給表（1）、医療職俸給表（2）、医療職俸給表（3）、消防職俸給表、福祉職俸給表、教育職俸給表（1）、新潟県教育職員の例により適用される教育職給料表（一）及び教育職俸給表（2）の 9 俸給表の適用を受けている。

上記俸給表の適用を受ける職員は 8,256 人で、平均年齢は 43.2 歳であり、実際に支払われた平均給与月額は、俸給 348,929 円、扶養手当 8,435 円、地域手当 10,967 円、住居手当 5,390 円、管理職手当 5,185 円、その他の手当 2,658 円の合計 381,564 円（昨年 381,177 円）である。

[資料編 第 1 職員給与（資-1～資-32 頁） 参照]

2 民間事業所従業員の給与等の調査

(1) 調査の方法

本委員会は、人事院等と共同して、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上である市内の 434 事業所から層化無作為抽出法^(注)により抽出した 98 事業所について、「令和 6 年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査では、公務に類似する 76 職種の職務に従事する従業員について、本年 4 月分として実際に支払われた給与月額等を、実地で詳細に調査を行った。また、各企業における給与改定の状況や各種手当の支給状況等についても併せて調査を実施した。

(注) 層化無作為抽出法とは、調査対象事業所を規模等によって層化（グループ分け）し、所定の抽出率を用いて、これらの層から調査事業所を無作為に抽出することをいう。

(2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、完了率は 86.5%、調査実人員は 3,200 人であり、調査結果は広く市内民間企業の給与等の状況を反映したものとなっている。

本調査の主な結果は、次のとおりである。

ア 給与改定の状況

第 1 表に示すとおり、民間事業所においては、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は 51.5%（昨年 46.8%）、ベースアップを中止した事業所の割合は 1.7%（同 0%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は 0%（同 0%）となっている。

第1表 民間における給与改定の状況 (単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員		51.5	1.7	0	46.8
課長級		48.1	1.8	0	50.1

また、第2表に示すとおり、係員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は94.2% (同97.3%) となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合が45.8% (同21.8%)、減額となっている事業所の割合は5.4% (同1.6%) となっている。

第2表 民間における定期昇給の実施状況 (単位：%)

役職段階	項目	定期 昇給 制度 あり	定期昇給実施			定期 昇給 中止	定期 昇給 制度 なし	
			増額	減額	変化なし			
係員		94.2	94.2	45.8	5.4	43.0	0	5.8
課長級		90.7	90.7	41.5	5.6	43.6	0	9.3

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

イ 給与の状況

(7) 職種別給与

民間における本年4月分の事務・技術関係職種等に対する平均支給額は、資料編 第12表 (資-36～資-44頁) のとおりである。

(4) 初任給の状況

企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で54.4% (昨年49.3%)、高校卒で32.7% (同34.8%) となっている。また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で203,969円 (同202,252円)、高校卒で179,371円 (同179,673円) となっている。

[資料編 第13表、第14表 (資-45頁) 参照]

(ウ) 家族手当

家族手当の支給状況について、配偶者にあつては月額 10,806 円（昨年 8,495 円）、配偶者と子 2 人にあつては月額 23,679 円（同 19,330 円）となっている。

[資料編 第 15 表（資-46 頁） 参照]

(I) 特別給

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に支払われた賞与等の特別給（ボーナス）の支給割合は、所定内給与月額 of 4.60 月分（昨年 4.50 月分）に相当している。

[資料編 第 16 表（資-47 頁） 参照]

3 職員給与と民間給与の比較

職員給与と民間給与の比較に当たっては、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査に基づき、毎月きまって支給される給与（月例給）と一定の時期に賞与等として支給される給与（特別給）の 2 つに分けて行った。

(1) 月例給

ア 比較方法

本委員会は、職員と民間事業所従業員の月例給に関し、前記調査に基づき、職員においては一般俸給表適用者、民間においてはこれに類似する事務・技術関係職種の従業員について、役職段階・学歴・年齢を同じくする者同士を対比させる「ラスパイレス方式」で、4 月分の給与額^(注)を精密に比較した。

(注) 毎月きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。

[資料編 第 3 月例給の比較方法（資-49 頁） 参照]

イ 比較結果

前記による比較の結果、職員の給与は、第 3 表に示すとおり、民間の給与を 11,130 円（3.01%）下回っている。

第3表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
380,850 円	369,720 円	11,130 円 (3.01%)

(注) 1 民間は、事務・技術関係職種の従業員のうち、本年度の新規学卒の採用者を除く。
2 職員は、一般俸給表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除く。

(2) 特別給

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.50月)は、民間における特別給の支給割合(4.60月)を0.10月分下回っている。

4 諸情勢

(1) 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の新潟市における消費者物価指数は、昨年4月と比較して2.9%増加している。

また、本委員会が同局による家計調査を基に本市における標準生計費を算出したところ、2人世帯では153,690円、3人世帯では190,180円、4人世帯では226,690円となっている。

[資料編 第4 生計費(資-51頁) 参照]

(2) 人事院の勧告等

人事院は、本年8月8日、国家公務員法等の規定に基づき、国会及び内閣に対して、公務員人事管理に関する報告並びに職員の給与に関する報告及び勧告を行うとともに、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行った。

それらの概要は、別記(26頁)のとおりである。

(3) 国及び他の政令指定都市との給与比較

総務省の令和5年地方公務員給与実態調査によると、国の行政職俸給表

(一)の適用職員の給料額（基本給）を100としたラスパイレス方式による本市の一般行政職の水準は、99.0（政令指定都市平均 99.9）となっている。

第4表 本市職員のラスパイレス指数の推移

令和3年	令和4年	令和5年
99.0 (18)	99.1 (16)	99.0 (17)

(注) ()内は政令指定都市20都市中の順位

5 本年の給与の改定

本市職員の給与を検討するに当たって考慮すべき諸事情は、以上報告したとおりである。

本委員会としては、これらを総合的に勘案し、次のとおり給与の改定を行うことが適当であると判断した。

(1) 改定の基本方針

ア 月例給

本委員会は、月例給については前記3(1)のとおり職員給与が民間給与を11,130円下回ることとなったことから、民間給与の水準に見合うよう引上げ改定を行うことが適切であると判断した。この改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

月例給の改定に当たっては、人材確保の観点等を踏まえ、若年層に重点を置き、基本的な給与である俸給を引き上げる。

イ 特別給

特別給については、前記3(2)のとおり、本市の年間支給月数が民間の年間支給割合を下回っていたことから、0.10月分引き上げる。

(2) 改定すべき事項

ア 一般俸給表

一般俸給表については、民間給与との較差を考慮した引上げ改定とする。改定に当たっては、民間及び国や他の地方公共団体の初任給の動向等や、本市において人材確保が深刻な課題であることを踏まえ、採用における給与面での競争力を向上させるため、初任給を大幅に引き上げる。具体的には、職員採用試験（高校卒業程度）に係る初任給を 29,500 円引き上げて 194,700 円、職員採用試験（大学卒業程度）に係る初任給を 28,300 円引き上げて 225,800 円とする。

また、若年層が在職する号俸に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で全級全号俸の引上げを行う。

なお、定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額についても、各級の改定額を踏まえ、所要の改定を行う。

イ 一般俸給表以外の俸給表

一般俸給表以外の俸給表についても、一般俸給表との均衡を基本に、俸給月額の引上げ改定を行う。

ウ 期末手当及び勤勉手当

支給月数を 0.10 月分引き上げ、4.60 月分とする。支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分する。

本年度については、12 月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和 7 年度以降においては、6 月期及び 12 月期における期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が均等になるよう配分する。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる。

第5表 本市職員の令和6年12月以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数

支給期 ・手当 職員	令和6年12月		令和7年6月以降	
	期末	勤勉	期末	勤勉
特定幹部職員 以外の職員	1.275月	1.075月	1.25月	1.05月
特定幹部職員	1.075月	1.275月	1.05月	1.25月

エ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、医療職俸給表（1）の改定状況及び人事院勧告を踏まえ、所要の改定を行う。

6 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

(1) 国における給与制度のアップデート

人事院は本年の勧告において、現下の公務員人事管理における重要な課題に対応するため、次の6つの観点で給与制度を整備することとした。

- ・若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定
- ・職務や職責をより重視した俸給体系等の整備
- ・能力・実績をより適切に反映した昇給・ボーナスの決定
- ・地域における民間給与水準の反映
- ・採用や異動をめぐる様々なニーズへの適応
- ・その他環境の変化への対応

(2) 本委員会の考え方

本委員会は、従来から地方公務員法の定める情勢適用の原則や均衡の原則に則り、国家公務員及び他の地方公共団体の職員の給与、民間企業の従事者の給与、その他の事情を総合的に勘案して勧告を行ってきたところである。

本市においては、近年、職員採用試験の受験者数が減少傾向にあり、国と同様に、人材の確保が大きな課題となっており、このままでは、行政サービスの低下を招くおそれがある。今後も、持続可能な行政サービスを提供し続けるためには、限られた人材の能力を発揮させ、最大限活用する等、組織パ

パフォーマンスの向上が必要である。

このため、これらの課題に対処するため、本市においても、待遇面での改善が必要であると考え、給与制度のアップデートを行うこととする。

なお、実施に当たっては、国の制度との均衡を図りながらも、本市職員の実情や、民間給与との比較結果を十分に勘案して行うことが重要である。

(3) 具体的措置内容

本委員会における給与制度の見直しの具体的な措置内容は、以下のとおりである。これらの改正は、特記するものを除き、令和7年4月1日から実施する。

ア 俸給表及び俸給制度

人事院は、係員級（1級・2級）における公務での人材確保の困難さを考慮し、初任給や若年層の俸給月額を大幅に引き上げることとした。

本委員会においては、係員級に対する措置として、国と同様に採用面での競争力を向上させるため、本年の公民較差に基づいた給与改定において、初任給を大幅に引き上げることとする。これに伴い、1級は平均12.5%、2級は平均7.0%の引き上げとなる。これらの措置は、本年4月に遡って実施する。

また、人事院は、係長級以上（3級以上）については、総合職や民間人材の処遇を確保するため、俸給の最低水準を引き上げることとした。

本市においては、国のような総合職等の採用を行っていないため、本委員会は、係長級以上については、国と同様の措置を直ちに講じる必要はないと判断し、本年は見直しを行わない。

なお、本市職員の職務や職責を適切に反映した俸給制度の在り方については、引き続き検討を進めていくこととする。

イ 地域手当

人事院は、地域手当の級地区分を7区分から5区分に再編し、これに伴って支給割合が引き下げられる場合には、激変緩和措置を講ずることとし

た。その結果、本市内で勤務する国家公務員には、地域手当は支給されないこととなった。

本市においては、国と同様の激変緩和措置を講じた場合、本年の給与改定で図られた民間給与と職員給与の均衡が失われることになる。そのため、地域手当の支給割合の引下げは、本年は行わない。

なお、地域手当の在り方については、今後も引き続き検討を進めていくこととする。

ウ 扶養手当

人事院は、平成 28 年に配偶者に係る扶養手当の段階的な引下げを勧告した際、税制や社会保障制度、民間における配偶者に係る手当の見直し状況に応じて、必要な見直しを検討するとしていたが、社会、民間及び公務における変化を踏まえ、本年、配偶者に係る扶養手当を廃止することとした。一方で、子を有する職員の生計費補助を充実させるため、子に係る手当額を引き上げることとし、これらの措置は 2 年間にわたり段階的に実施することとした。

本委員会においては、配偶者に家族手当を支給する市内民間事業所は 82.2%と高い割合であることから、配偶者に係る扶養手当の廃止は、本年は行わない。また、市職員の子に係る手当額は、民間の支給額を上回っていることから、子に係る手当額の引上げは、本年は行わない。今後は、民間の支給状況や他都市の状況も踏まえながら、扶養手当全体の見直しを検討していくこととする。

エ 通勤手当及び単身赴任手当

人事院は、民間の状況を踏まえ、交通機関等を利用する場合の通勤手当の支給限度額を引き上げるとともに、この限度額の範囲内で、新幹線等を利用する場合の特別料金も全額を支給することとした。また、人材確保を目的として、通勤手当及び単身赴任手当の支給要件を拡大することとした。

本委員会においては、市内民間事業所の状況を踏まえ、国と同様に以下

の見直しを行う。

(7) 交通機関を利用する場合の手当額の引上げ

- a 支給限度額を月 15 万円に引き上げる。
- b 新幹線等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給する。

(イ) 通勤手当・単身赴任手当の支給要件の拡大

- a 採用時から新幹線等を利用する通勤手当や単身赴任手当の支給要件を満たした職員に対して、手当を支給する。
- b 育児、介護等のやむを得ない事情により転居し、新幹線等による通勤を必要とする職員で、異動等により新幹線等による通勤を行う職員と同様に取り扱う必要があるものに対しても手当を支給する。
- c 新幹線等の利用により通勤時間が片道 30 分以上短縮されることを求める要件を廃止する。

オ 管理職員特別勤務手当

人事院は、管理職員に対してその勤務実態に応じた適切な処遇を確保する観点から、平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大することとした。

本委員会においては、国と同様に平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大することとする。具体的には、現行では午前 0 時から午前 5 時までとなっている支給対象時間帯を、午後 10 時から午前 5 時までとする。

カ 特別給

(7) 勤勉手当の成績率

人事院は、特に高い業績を挙げた者に対してより高い水準の処遇が可能になるよう、最上位の成績区分である「特に優秀」の成績率の上限を引き上げることとした。

本委員会においては、国と同様に現在平均支給月数の 2 倍に設定している「特に優秀」の成績区分の成績率の上限を、平均支給月数の 3 倍に引き

上げる。

(イ) 特定任期付職員の特別給拡充

人事院は、民間における専門人材の給与水準を踏まえ、勤務成績に応じてより高い年収水準を可能とするため、特定任期付職員の特別給を拡充することとした。

本委員会においては、専門人材の確保を図るため、競争力のある年収水準を確保することを目的として、国と同様に特別給の見直しを行う。具体的には、期末手当に加え人事評価の結果に基づいて支給される勤勉手当を導入し、これまでの特定任期付職員業績手当を廃止する。

a 期末手当及び勤勉手当の支給月数

年間で期末手当 1.90 月、勤勉手当 1.75 月とする。また、6 月期と 12 月期の支給月数が均等になるよう定める。

b 勤勉手当の成績区分及び成績率

特定任期付職員の勤勉手当の成績区分及びこれに応じた成績率は、「優秀」(0.875 以上 2.625 以下)、「良好(標準)」(0.775) 及び「良好でない」(0.71 以下) の 3 段階とする。

キ 定年前再任用短時間勤務職員等の給与

(7) 住居手当

人事院は、再任用された職員に対し、異動の円滑化に資するよう、地域手当の異動保障、住居手当、寒冷地手当等を支給することとした。

本市では、国とは異なり、再任用された職員が転居を伴う異動をする実態はない。しかし、近年、行政課題が複雑化・高度化する中で、高齢層職員の能力や経験を活用することが進められており、本委員会としても、その重要性を踏まえ、給与面での支援が必要であると考え。そこで、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下、「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）に対して、新たに住居手当を支給することとする。

(イ) 期末手当及び勤勉手当の支給月数

定年前再任用短時間勤務職員等の給与について、国は平成13年の再任用制度導入時に、年功的要素や生活給的要素を含めず、職務を基本とし、民間企業における高齢従業員の給与水準を参考に設定したとされている。ただし、当時の年金支給開始年齢は60歳であり、再任用職員の給与に生活給的要素を考慮する必要はなかった。また、民間の高齢従業員の給与は、年金受給を前提とした水準であった。

しかし、現在は、年金支給開始年齢が原則65歳に引き上げられており、状況が大きく変化している。年金支給が遅れることにより、職員にとって給与は生活を維持するための重要な要素となってきたことから、本委員会は、制度導入時とは異なる対応が必要であると考えます。

さらに、同じ高齢期職員である定年前再任用短時間勤務職員等と、定年引上げの対象となった60歳超の常勤職員を比較した場合、これまで培ってきた能力や経験を求められている点は変わらないにもかかわらず、期末手当及び勤勉手当の支給割合が異なるのは不均衡であると言える。また、今年度から常勤職員と同じ支給月数分の勤勉手当が支給されている会計年度任用職員と比較しても、任期を定めて任用されている点は変わらないにもかかわらず、期末手当及び勤勉手当の支給割合が異なるのは均衡を欠いている。このことは、職員間での待遇差を生み、公平性を損なう要因となっていると考えられる。

以上のことから、定年前再任用短時間勤務職員等の期末手当及び勤勉手当の支給割合を常勤職員及び会計年度任用職員と同じ支給月数分とする。

なお、定年前再任用短時間勤務職員等の給与の在り方については、今後とも引き続き検討を進めていくこととする。

7 勧告実施の要請

民間準拠により職員給与等を決定する仕組みは、職員に対し市民から支持される納得性のある勤務条件を保障し、職員の努力や実績に報いるとともに、人

材の確保や労使関係の安定などを通じて、効率的な行政運営に寄与するものである。

市議会及び市長におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

第2 人事管理に関する課題

1 人材の確保・育成等

(1) 人材の確保

本委員会では人材確保のため、合同企業説明会への参加やホームページでロールモデルとなる職員のインタビューを紹介するほか、若手職員が学生に業務内容や職場の雰囲気伝えるオンライン説明会の実施や、それらの開催情報をSNSを活用して発信するなど、本市で働くことの魅力ややりがいをPRしてきたところである。

採用説明会は遠方からでも気軽に参加できるようオンラインで開催し、説明会の様子を後日配信することで、当日都合がつかない方に向けても理解を深めてもらう機会を提供することができた。

採用試験方法については、民間企業の就職活動時期に照らし、大学卒業程度区分の一般行政B及び技術職の試験の時期を早めて実施した。

また、一般行政Bでは、公務員試験の準備負担を軽減する観点から、教養試験に替えて民間企業で広く実施されている適性検査（SPI3）を導入した。

その結果、一般行政Bの受験者数は昨年度と比較して38名から296名へと大幅に増加し、採用予定数30名を確保でき一定の成果があった。

他方、一般行政Aの受験者数は昨年度と比較して178名から123名へと大幅に減少し、採用予定数60名のところ最終合格者数は40名と必要数を確保することができなかった。また、技術職の受験者数も増加には至らなかった。一般行政Aの受験者数の減少については、一般行政B（試験の早期化と適性検査の導入）の影響と思われるが、一般行政A及び技術職の採用予定数を確保するためには、これらの試験の実施結果を分析し受験者数を回復させる方策について検討する必要がある。

今後は、必要な対策の検討に向けて新たに若手職員にヒアリングを実施していくほか、任命権者と連携し、本市職員として働くイメージの具体化に有効な手段であるインターンシップの充実や、オンライン説明会・現場見学会

の積極的な実施のほか、SNSの更なる活用など、本市で働くことの魅力ややりがいをより効果的に伝えていくとともに、受験要件や試験方法についても引き続き検討を進めていくこととする。

(2) 人材の育成

本市においては、前述のとおり、職員確保が年々難しくなっており、新たな施策に対応する経営資源の確保や配分が困難な状況になりつつある。

一方、少子高齢化の進展や、大規模災害等の新たなリスクの顕在化、デジタル社会の進展等、行政に求められる役割や対応は、さらに高度化・複雑化することが予想される。

このため、今後も、適切な行政サービスを提供し続けるためには、限られた人材を最大限活用して、課題解決に取り組む必要性が高まっている。

こうした状況の中、近年、職員においては、働き手としての意識の変化が見られる。令和5年の職員意識アンケートの結果によると、「仕事をするうえでキャリアビジョンを持っているか」の問いに対し、「持っている」と回答している人が67.3%であり、令和2年以降、高い数値を維持している。つまり、多くの職員が、仕事を通じて成長したいと考えている。

他方、「人事評価制度が職員の人材育成、またはあなたの成長に繋がっていると思うか」との問いについては、否定的な回答が年々増加し、5割を超えている。また、「現在の仕事の満足度向上のために、改善が必要と思われる事項」として、第1位が「人事配置」となっている。さらには、近年、転職等を理由とした若年層職員の離職者数が増加傾向にある。

これらの点から、現在の人事制度について、自己の成長や望んでいるキャリアを実現できる仕組みになっていないと感じる職員が増えていることが推測される。

以上を踏まえると、本市においては、職員が「成長」や「充実感」を感じながら自らのキャリアを実現できる環境づくりが求められ、職員の意欲や能力を最大限に引き出すための取組や、職員が主体的に成長するための支援に、積極的に取り組む必要がある。

そのためには、まず、組織に対する貢献を職員自身が実感できるよう、人事評価の目標設定面談の場で、組織目標と個人の成長意欲を一致させることや、人事評価の結果を示す際に、伸ばすべき能力について本人に適切にフィードバックすること等、管理監督職員による人材育成を積極的に推進していく必要がある。

また、職種ごとに、異動・昇任の考え方や職位に求められる役割、身に着けるべき能力をキャリアパス等により具体的に明示し、併せて、自律的な成長を促すための研修メニューの充実を図る等の取組が必要である。そのうえで、職員本人が描いたキャリアビジョンやそれぞれが有する能力を踏まえた人事配置を積極的に推進していくことが重要である。

これらの取組を進めていくことで、職員の働きがいや意欲が高まり、その結果、組織力の向上や様々な課題解決につながっていくことが期待される。

(3) 役割・活躍に応じた人事管理の推進

令和5年の職員意識アンケート結果では、「将来管理職に昇任したいか」との問いに対して、否定的な回答をした割合は、50.7%と半数を超えている。

その理由として、「自分の能力に自信がないから」が最多となっており、以下、「家庭生活との両立ができなくなるため」、「管理職の職務内容に興味が無いから」、「責任の重い職につきたくないから」、「給与等の処遇が見合わないから」が続いている。

本市の職員構成は、40歳代後半から50歳代前半の層が厚く、今後、これらの層の退職者や役降り者^(注)の数は高止まりが予想され、次代を担う若手人材の育成が課題となることから、当該世代の昇任意欲を高めていく必要がある。

そのためには、上位の職位に必要なマネジメント能力の開発支援、業務繁忙や休暇取得時における職場内でのサポート体制の構築、管理監督職員の仕事の魅力ややりがいについての理解促進、役割や活躍にふさわしい給与制度の見直し等複合的な取組が必要である。

今回、国では、給与面において、職員の組織への貢献にふさわしい処遇を

確保し、モチベーションを高める制度に改善する必要があるとして、給与制度のアップデートについて、勧告が行われた。

本市においても、職務・職責や能力・実績を適切に反映した給与制度の見直しと合わせて、前述の課題解決に向け、総合的に検討していく必要がある。

(注) 役職定年制により、非管理監督職ポストに降任する職員

(4) 多様な人材の活躍

性別や年齢、障がいの有無を問わず、全ての職員がそれぞれの能力を最大限発揮することは、住民ニーズのきめ細かな把握、新しい発想による政策対応や行政サービスの実現等に役立つものと期待される。

また、少子高齢化による人口減少等が深刻化する中で、持続可能な社会を実現するためにも、本市の政策・方針決定過程において多様な人材が参画する意義は大きい。

ア 女性職員の活躍推進

本市では、令和2年度に策定した「新潟市特定事業主行動計画」において、部長以上の女性管理職を6人以上とすることや、係長昇任者における女性職員の割合を45%以上とする目標を掲げており、今年度はそれぞれ目標を達成している。

一方、課長以上の女性管理職の割合を今年度までに30%以上とする目標については、年々割合は増加しているものの、20.6%にとどまっている。

令和5年の職員意識アンケート結果では、管理職等への昇任意欲を問う質問に対し、否定的な回答をした職員を男女別にみると、男性職員は43.2%で、女性職員は63.5%と半数を超えている。

女性職員が昇任に否定的な理由として、「自分の能力に自信がない」が最も多く、次いで「家庭生活との両立ができなくなる」が上位を占めている。

昇任意欲の醸成に向けては、女性職員を対象にしたキャリアサポート研修のほか、仕事・昇任と家庭生活との両立や、マネジメント職の面白さややりがい、あるいはどのように自信をつけていけばよいか等をテーマにし

た、仕事や昇任を前向きに捉えられるよう意識改革を促す研修が実施されており、実施後のアンケートでは、参加者の半数以上が業務や昇任に対して意欲的になれたと回答している。多様なロールモデルを増やしていくためにも、このような研修を今後も恒常的に実施されたい。

市民の半数を女性が占める中、今年度の本市職員における女性職員の割合も 50.4%であることから、本市の政策・方針の決定過程に男女がひとしく参画し、その責任を分かち合うことが大切である。

このため、今後も、任命権者は、女性職員のキャリア形成支援や積極的な登用に努めるほか、長時間労働の解消や家庭生活と仕事の両立が可能な勤務環境の整備の推進により、全ての女性職員が、その能力を発揮し、活躍できる組織となるよう、取組を進めていく必要がある。

イ 高齢期職員の能力や経験の活用推進

昨年度より定年が段階的に引き上げられ、「新潟市総合計画 2030」では、定年が 65 歳に引き上げられることを踏まえ、60 歳以降の職員がこれまで公務で培った専門的な知識、技術、経験等を活かすことのできる制度の構築を目指すことが掲げられている。

本市では、「新潟市職員の 60 歳以降の働き方について」のパンフレットにより、意思確認制度や役職定年制、給与、定年前再任用短時間勤務制などの情報提供が行われるとともに、定年の引上げの対象となる職員に対しては、60 歳以降の働き方について意思確認が行われ、次世代への知見の継承を期待し各部署に配置されている。

今後も、新たな任用形態として加わった 60 歳超の常勤職員と定年前再任用短時間勤務職員といった高齢期職員が、モチベーションを維持しながら、個々の能力や経験を十分に活かすことができるような人事管理を進めていくべきである。

ウ 障がいのある職員の活躍推進

障がいのある職員の活躍推進については、各任命権者において「障がい

者活躍推進計画」を策定し、一人ひとりの能力を有効に発揮できるよう取組を進めているところであり、障がい者雇用率については令和3年度以降、法定雇用率の引き上げ後もなお達成している。

引き続き、率先して障がい者の雇用に努めるとともに、相談しやすい支援体制を整えるほか、同僚・上司をはじめ、全ての職員が障がいに関する理解を深め、障がいのある職員が安心して働き続けられる職場環境となるよう取り組む必要がある。

2 職員の勤務環境の整備

(1) 柔軟な働き方と働きやすい環境整備

柔軟な働き方を推進し、働きやすい環境を整備することは、職員の健康と満足度を向上させ、生産性と公務能率を高めるものであり、また、ワーク・ライフ・バランスが向上することにより、多様で有為な人材の確保と定着の促進につながるものである。

国においては、勤務間のインターバルの確保を本年4月から努力義務とし、確保すべき時間の目安を11時間とした。さらに、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日の設定を可能にするフレックスタイム制の見直しや、夏季休暇の使用可能期間の拡大など、柔軟な働き方を推進するための取組が進められている。

本市においては、窓口業務から裏方的な仕事まで、基礎自治体として市民の日常生活全般に直接かつ幅広く関わる役割を担っていることから、国と同様の取組が馴染まない職場もある。しかし、現在試行実施中のテレワークに関しては、職員のニーズや実施状況などを踏まえ、より実効性の高い制度へと改善を図り、柔軟な働き方を推進していくことが重要である。

また、人事院は本年、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として、育児時間^(注)を年間10日相当の時間数の範囲内で取得できる仕組を追加し、現行の1日に2時間の範囲内で取得可能とする仕組と合わせて、職員がいずれかを選択できるようにする国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について、意見の申出を行ったところである。

本市は、かねてより育児休業の取得回数制限の緩和や、子育て目的の特別休暇の取得可能期間の拡大など、仕事と家庭生活の両立支援に取り組んでおり、男性職員の育児休業及び育児参加休暇の取得についても、本市特定事業主行動計画にその目標を掲げ、制度の周知、職場の理解・支援に努めている。そのような中、令和4年度の男性職員の育児休業取得率が47.7%に達し、既に目標としていた30%を上回っていることから、特定事業主行動計画を一部改訂し、令和6年度及び令和7年度における男性の1週間以上の育児休業取得率を85%以上とする数値目標に変更されたところである。

任命権者においては、今後も仕事と家庭生活の両立支援について、引き続き取組を推進することが必要である。

(注) 子を養育するため勤務時間の一部について勤務しないこと

(2) 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の心身の健康保持、ワーク・ライフ・バランスの維持、士気の確保、公務能率の向上等の観点から、重要な課題である。

本市では、時間外勤務の縮減を図るため、事前命令の徹底や定時退庁推進日の設定、時差勤務の活用、時間外勤務命令の上限規制などに取り組んでいる。しかしながら、教職員を除く職員1人当たりの月平均時間外勤務時間は近年増加傾向にある。特に、令和6年能登半島地震の発生後、多くの職員が通常業務に加えて避難所運営、罹災証明書の受付、家屋被害認定調査及び被災相談窓口の開設等の対応に尽力した結果、地震発生直後の1月から3月までの3か月間の時間外勤務時間数は前年比で62.7%増加した。災害対応に関する業務は徐々に落ち着きつつあるものの、復旧・復興に向けた被災者支援の体制は今後も継続されることが見込まれる。任命権者においては、職員が十分な休養を取得できず、心身の負担が過度となりメンタルヘルスに影響を及ぼさないよう、一層配慮されたい。

さらに、依然として時間外勤務の時間が高止まりしている部署については、業務の必要性や優先順位を明確にし、それに基づいた業務配分を行うことが必要である。また、デジタル技術やAIの活用により業務の効率化を図るこ

とも重要である。こうした業務の合理化を進めてもなお、長時間の時間外勤務が避けられない場合には、業務量に応じた柔軟な人員配置や必要な人員の確保に努める必要がある。

教職員については、第3次多忙化解消行動計画の取組により、時間外在校等時間は着実に減少している。しかし、小中学校における教職員の1月当たりの平均時間外在校等時間は30時間以上であり、年間の時間外在校等時間を360時間以内に抑えるという指標の達成は依然として難しい状況である。これを受けて、本市教育委員会は本年4月に第4次多忙化解消行動計画（教職員 Well-Being^(注) 計画）を策定し、これまでの取組に加えて、心身の健康や働きがいといった視点を取り入れ、時間外在校等時間の短縮だけでなく、教育を行う幸せを感じられるような取組を進めている。

さらに、本年5月には中央教育審議会の特別部会からの審議のまとめとして、教職調整額の引上げ、勤務間インターバルの導入、教科担任制の拡大等が示された。本市としても、今後の国の動向を注視し、学校・教育委員会・地域・保護者等が一体となり、教職員の働き方改革に向けた実効性のある取組を引き続き推進することが望まれる。

また、本委員会は労働基準監督機関として事業場調査を実施しており、昨年度の調査では、労働時間の申告漏れや長時間私用で在庁するなど、労働時間の把握に関する不適切な事例が複数確認され、指導を行った。長時間労働を是正するためには、まず職員の勤務時間を正確に把握することが極めて重要である。任命権者においては、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（厚生労働省）を踏まえ、職員の長時間労働を是正し、健康を確保するために、管理監督職員による適正な労働時間管理を徹底されたい。

（注） Well-Being（ウェル・ビーイング）とは、個人の権利や自己実現が保証され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念

(3) メンタルヘルス対策の推進

職員が良好な職場環境において職務を遂行することは、ストレスの軽減など職員自身の健康面にも良い影響を与えるほか、公務能率を向上させ、良質

な市民サービスの提供にもつながることである。

本市においては、こころの健康相談への相談件数が令和3年度以降600件を超える状況にあったが、同一案件で組織の複数の関係者から個別に寄せられていた相談が、主に組織の代表者からの相談となったこともあり、昨年度は364件と減少している。しかしながら、90日を超え長期間休職している職員のうち、メンタルヘルスの不調を理由とする割合は昨年度77%と高く、職場の人間関係や災害対応の長期化など様々な要因が絡んでいる。

国においては、民間企業でも取り組む企業が増えている「健康経営」の観点を取り入れた職員のWell-Beingの実現に向け、職員の健康管理体制の充実が不可欠として、各府省の健康管理体制の実態を調査しており、今後、各府省と連携して、公務の健康管理上の課題解決に取り組むこととしている。

本市においても、国の取組を注視しつつ、職員の健康不全の未然防止、早期発見・早期対処、職場復帰支援・再発防止に取り組み、長時間労働の是正や過重労働・ハラスメントを防止できるよう、組織全体で健康管理体制の充実を図っていくことが重要である。

(4) ハラスメント対策の推進

ハラスメントは、個人の尊厳や人格を不当に傷つける重大な人権侵害であり、職場環境を悪化させ、円滑な公務運営に支障を来す要因となり、ひいては公務への信用の失墜につながるものである。

前年度に本委員会及び任命権者が受けたハラスメント相談は18件で、そのうちパワーハラスメントに関するものは9件であった。

本市では、ハラスメント・ゼロの実現のため、全ての管理監督職員が「新潟市ハラスメント・ゼロ宣言」の署名を行うとともに、全職員を対象に研修が実施されているほか、各部局のハラスメント相談に対応する職員の指定、及び「ハラスメント相談マニュアル」により相談の流れを可視化し、悩みを抱える職員が不安なく相談できる体制の整備が進められている。

令和5年の職員意識アンケート結果によると、上司等から受けたパワーハラスメントに該当すると思われる行為については、「ささいなミスについて

しつこく指導された」113件、「ミスについて『何をやっている！』と強い調子で叱責された」112件など、行為を受けたと認識したものが682件となっている。

一方、係長以上の職員に部下等に対する叱責など「これまでにしたことのあるもの」を調査したところ、質問項目に「該当するものはない」が879件と最も多く、依然として係長以上の職員とハラスメントを受けた職員との意識のずれが見受けられる。

任命権者においては、職員がハラスメントの加害者になる可能性があることを認識し、自らの言動を省みるなど、ハラスメント防止の意識向上を図り、ハラスメント行為を受けた際は、本委員会の苦情相談のほか、ハラスメント相談員に相談するなど、一人で抱えこむことのない職場環境の醸成に努めるとともに、上司と部下のハラスメントに対する意識のずれが生じないように、業務上必要な指導とハラスメントとの違いについて、双方理解を深める取組が求められる。

さらに、管理監督職員が職場におけるハラスメントの防止・排除や、問題に対して真摯かつ迅速な対応を行い、良好な職場環境を確保できるよう、今後も、ハラスメントの未然防止に向け研修等による意識啓発の取組を推進し、なお一層働きやすい職場となるよう取り組むことが重要である。

また、近年、顧客等からの著しい迷惑行為「カスタマーハラスメント」に関する対応についても社会的に関心が高く、国が民間企業向けに対策マニュアルを作成、社会通念上不当な言動や要求などを示し、対策に取り組むよう啓発に努めており、民間企業では同一職種間の共同による対処方針の策定など取組が進んでいる。

著しい迷惑行為は、民間だけでなく自治体で働く職員にも及んでいることから、本市においても、カスタマーハラスメントによる職員の精神的ストレスやその対応への負担が増すことが懸念され、これらに起因する休職・離職は、市民サービスの低下を招くことにもなりかねない。

任命権者においては、職員の健康被害や労働意欲の低下などを未然に防ぐため、カスタマーハラスメントをハラスメントの一つとして対応方針を定め、

マニュアルの整備や職員研修の実施など、組織として職員を守り、安心して公務遂行できるよう対策に取り組む必要がある。

3 会計年度任用職員制度の運用の検証

会計年度任用職員は、多様な部署で幅広く採用されており、常勤職員とともに公務の運営に欠かすことのできない存在として活躍している。

本委員会は、会計年度任用職員の勤務実態を把握するため、先に実施したヒアリング調査の結果や業務分担表などから、会計年度任用職員の業務内容や責任の程度について、常勤職員と比較するなど、検証を行ってきた。

今後は、これらの検証結果を踏まえ、会計年度任用職員の処遇について、課題を明確にしたうえで、様々な観点から検討を進め、その結果について示すこととする。

4 公務員倫理の確保

公務員倫理の確保については、これまでも重ねて言及してきたところであり、任命権者においても綱紀粛正の徹底や服務研修の実施など、様々な取組がされている。

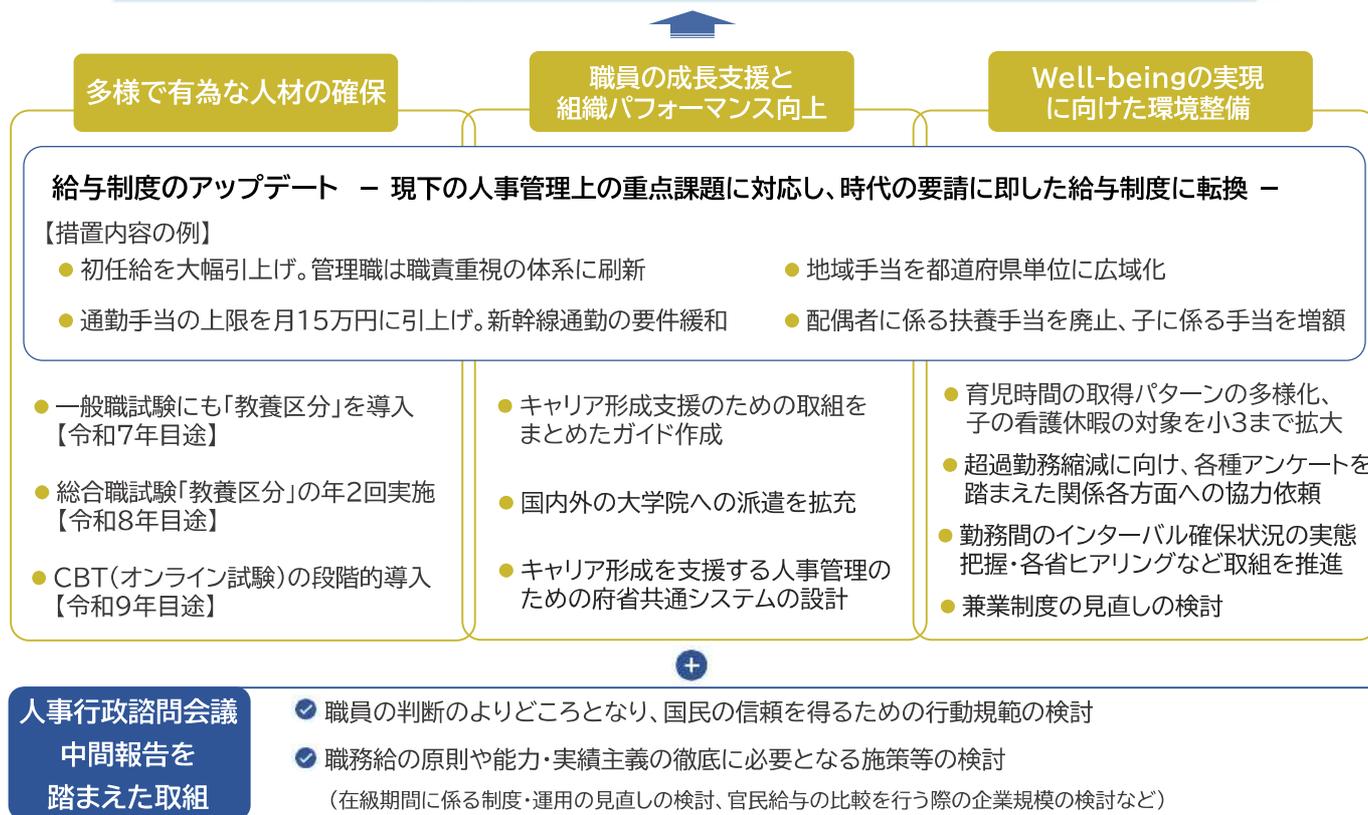
その一方で、一部の職員による公務員としての自覚を欠く行為が発生していることは極めて遺憾であり、さらに重大な不祥事が連続したことも、重く受け止めなければならない。

任命権者においては、職員が、公務の内外を問わず法令遵守の意識と高い倫理観が求められること、一つの非違行為が市民からの信頼を損なう結果につながることを、それらを自覚し自らの行動を律する必要があることについて、確実に認識し行動できるよう、今後もあらゆる機会を通じ職員の倫理意識のかん養に努め、厳正な服務規律の確保を図られたい。

令和6年 人事院勧告・報告の概要

人材確保に向けた抜本的施策と更なる改革の全体像

多様な人材が集まり、一人一人が高い志を持って職務を遂行できる魅力ある公務へ



令和6年 人事院勧告・報告の概要

本年の給与改定(勧告)

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

月例給

[本年4月分の民間給与を調査して官民比較] 【令和6年4月実施】

● 官民較差: 11,183円(2.76%)

● 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ

給与制度のアップデートの先行実施

【総合職(大卒)】230,000円(+14.6%[+29,300円]) 【一般職(大卒)】220,000円(+12.1%[+23,800円])
【一般職(高卒)】188,000円(+12.8%[+21,400円])

● 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定

※ おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定
行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

ボーナス

[直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較] 【令和6年4月実施】

● 年間 4.50 月分 → 4.60 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ

寒冷地手当

[手当額改定: 令和6年4月実施、支給地域改定: 令和7年4月実施]

● 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を改定

給与制度のアップデート(勧告) 【令和7年4月実施(初任給・若年層の水準引上げは、令和6年4月に先行実施)】

- 現下の人事管理上の重点課題に対応し、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

- 俸給** 初任給・若年層の水準を大幅引上げ
係長以上はより職責重視の体系とし、特に本府省課室長級は役割に見合う処遇に抜本的に見直し
- 地域手当** 都道府県単位(中核的な市は個別指定)とし、級地を5段階に削減の上で最新民間賃金を反映(激変緩和を措置)
異動保障を3年間に延長
- 通勤手当等** 支給限度額を月15万円に引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給 新幹線通勤等の要件緩和
- 扶養手当** 配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額
- ボーナス** 成績優秀者への勤勉手当の支給上限を引上げ(標準者の約3倍まで可能に) 任期付専門人材のボーナス拡充
- その他手当** 管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大
再任用職員の手当拡大(住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当等)

国家公務員の育児休業法の改正(意見の申出) 【民間労働法制の施行から遅れることなく実施】

- 民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充
 - ・1年につき10日相当、1日の上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを選択可能に
 - ・非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、新潟市給与条例（昭和 32 年新潟市条例第 60 号）、新潟市教育職員給与条例（昭和 34 年新潟市条例第 17 号）、新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第 164 号）、新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第 165 号）及び新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年新潟市条例第 32 号）を改正することを勧告する。

第 1 令和 6 年 4 月の民間給与との比較に基づく給与改定等のための関係条例の改正

1 新潟市給与条例の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

医療職俸給表（1）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告の内容に準じて改定すること。

イ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 令和 6 年 12 月期の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

期末手当の支給割合を 1.275 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7125 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5125 月分）とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を 1.075 月分（定年前再任用短時間勤務

職員にあつては、0.6125月分)とし、勤勉手当の支給割合を1.275月分(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.6125月分)とすること。

(イ)令和7年6月期以降の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.25月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.05月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.25月分とすること。

2 新潟市教育職員給与条例の改正

現行の俸給表を別記第2のとおり改定すること。

3 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当

令和6年12月期の期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

4 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 俸給表

現行の第1号任期付研究員に適用される俸給表を別記第4のとおり、第2号任期付研究員に適用される俸給表を別記第5のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和6年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和7年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.725月分とすること。

5 新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の改正

期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和6年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.275月分とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分とすること。

(2) 令和7年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.25月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分とすること。

第2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための関係条例の改正

1 新潟市給与条例の改正

(1) 通勤手当

ア 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額及び新幹線鉄道等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。

イ 新幹線鉄道等に係る通勤手当の要件のうち、対象とする新幹線鉄道等の利用を、人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限る取扱いを廃止すること。

ウ 新たに俸給表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする職員であって任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に対し、新幹線鉄道

等に係る通勤手当を支給すること。

(2) 単身赴任手当

新たに俸給表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが人事委員会規則で定める基準に照らして困難であるものに対し、単身赴任手当を支給すること。

(3) 管理職員特別勤務手当

ア 管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

イ アの管理職員特別勤務手当の額は、アによる勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とすること。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員の諸手当

ア 定年前再任用短時間勤務職員に対して、新潟市給与条例第 14 条の 4 に規定する住居手当を支給すること。

イ 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合と同月分とすること。

2 新潟市教育職員給与条例の改正

定年前再任用短時間勤務職員に対して、新潟市教育職員給与条例第 15 条に規定する住居手当を支給すること。

3 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の特別給については、次のとおりとすること。

- (1) 勤勉手当を支給すること。
- (2) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。
- (3) 6月及び12月に特定任期付職員に対して支給する勤勉手当の総額は、それぞれ、任命権者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。
- (4) 特定任期付職員業績手当を廃止すること。

第3 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。ただし、第1の1の(2)のイ(ア)、第1の3の(2)、第1の4の(2)のア及び第1の5の(1)については令和6年12月1日から、第1の1の(2)のイ(イ)、第1の4の(2)のイ、第1の5の(2)及び第2については、令和7年4月1日から実施すること。

別記第1

一般俸給表

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		俸給月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,400	259,500	285,700	308,300	335,400	377,900	417,500	469,300
	2	184,600	231,500	260,800	287,300	310,200	337,300	380,100	419,900	472,300
	3	185,800	232,900	262,000	288,500	312,100	339,200	382,000	422,400	475,400
	4	186,900	234,300	262,800	289,800	313,900	341,100	384,000	424,800	478,400
	5	188,200	235,800	263,500	291,200	315,400	343,200	386,000	426,800	481,200
	6	189,800	237,000	264,600	292,800	317,100	345,000	387,700	429,100	484,100
	7	191,500	238,600	265,800	294,200	318,300	347,100	389,600	431,300	487,100
	8	193,100	240,100	266,800	295,900	319,800	349,100	391,400	433,600	490,200
	9	194,700	241,000	267,700	297,500	321,700	351,100	393,200	435,600	493,100
	10	196,200	242,200	269,000	299,300	323,600	353,100	395,500	437,800	496,000
	11	197,800	243,800	270,000	300,800	325,400	355,000	397,700	440,000	499,000
	12	199,400	244,900	271,200	302,300	327,600	357,100	399,800	442,200	502,000
	13	201,000	246,000	272,400	303,900	329,300	358,700	401,700	444,100	504,600
	14	202,700	247,100	273,300	305,500	331,400	360,400	404,000	446,100	506,900
	15	204,400	248,300	274,400	306,500	333,500	361,800	406,200	448,000	509,100
	16	206,100	249,400	275,300	307,700	335,500	363,300	408,600	450,000	511,300
	17	207,400	250,400	276,300	309,600	337,300	365,000	410,400	451,900	513,400
	18	209,000	251,700	277,500	311,300	339,200	366,400	412,500	453,600	514,800
	19	210,600	253,000	278,600	312,900	341,000	367,600	414,300	455,400	516,100
	20	212,100	253,900	279,400	314,800	343,000	368,900	416,400	457,100	517,400
	21	213,600	254,600	280,500	316,500	344,600	370,400	418,200	458,600	518,500
	22	215,200	255,800	281,900	318,500	346,300	371,900	420,000	460,000	519,900
	23	216,800	257,100	283,100	320,400	347,700	373,400	422,000	461,500	521,200
	24	218,400	258,300	284,600	322,400	349,500	374,900	423,900	462,900	522,500
	25	220,000	259,100	285,900	324,100	350,900	376,400	425,800	464,400	523,600
	26	221,700	260,200	287,300	326,100	352,200	378,400	427,400	465,700	524,800
	27	222,900	261,100	288,800	327,700	353,400	380,300	428,900	467,100	525,900
	28	224,600	262,000	290,200	329,800	354,900	382,300	430,500	468,300	527,100
	29	225,800	262,800	291,700	331,400	356,200	383,900	432,100	469,200	528,000
	30	226,800	263,600	293,000	333,200	357,600	385,700	433,300	469,900	528,900
	31	228,100	264,400	294,200	334,600	359,000	387,400	434,600	470,700	529,600
	32	229,300	265,000	295,700	336,200	360,600	389,200	435,900	471,400	530,500
	33	230,400	265,700	296,800	337,700	361,900	390,700	437,000	471,900	531,200
	34	231,200	266,300	298,200	339,000	363,700	392,300	438,100	472,700	532,100
	35	232,100	266,900	299,500	340,500	365,400	393,800	439,500	473,200	532,900
	36	233,300	267,500	301,000	341,900	367,100	395,500	440,700	473,900	533,800
	37	234,400	268,000	302,300	343,100	368,600	397,100	442,000	474,500	534,700
	38	235,200	269,100	304,000	344,700	369,900	398,300	442,800	475,200	535,600
	39	236,000	269,700	305,700	346,300	371,200	399,400	443,600	475,600	536,500
	40	236,800	270,800	307,400	348,000	372,700	400,600	444,500	476,100	537,300
	41	237,500	271,700	308,900	349,300	374,000	401,700	445,000	476,800	538,200
	42	238,200	272,800	310,500	351,200	375,000	402,900	445,800	477,200	
	43	239,000	273,700	311,700	353,000	376,200	403,900	446,500	477,700	
	44	239,800	274,600	313,200	354,900	377,400	405,000	447,200	478,200	
	45	240,500	275,500	314,700	356,300	378,200	405,900	447,800	478,700	
	46	241,100	276,500	316,100	357,900	379,100	406,400	448,600		
	47	241,700	277,400	317,200	359,400	379,900	407,100	449,200		
	48	242,300	278,200	318,400	360,900	380,800	407,700	449,900		
	49	242,800	279,200	319,500	362,400	381,800	408,400	450,500		
	50	243,400	280,000	320,400	363,600	382,600	409,000	451,200		
	51	244,000	280,700	321,400	364,700	383,400	409,600	451,600		
	52	244,500	281,700	322,500	365,800	384,100	410,200	452,200		
	53	244,900	282,300	323,500	366,700	384,900	410,800	452,600		
	54	245,300	283,200	324,800	367,800	385,500	411,500	453,200		
	55	245,700	284,200	325,900	368,700	386,200	412,200	453,700		
	56	246,000	285,200	327,100	369,700	386,900	412,800	454,300		
	57	246,300	286,100	328,300	370,600	387,500	413,300	454,700		

一般俸給表

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	58	246,700	287,000	329,400	371,300	388,000	414,000	455,100
	59	247,100	287,800	330,600	372,000	388,500	414,600	455,600
	60	247,500	288,800	331,700	372,700	389,200	415,200	456,100
	61	247,900	289,800	332,500	373,200	389,500	415,600	456,600
	62	248,300	290,400	333,500	373,800	390,200	416,100	
	63	248,600	290,900	334,300	374,400	390,900	416,700	
	64	248,900	291,400	335,300	375,100	391,500	417,300	
	65	249,200	291,900	336,000	375,500	391,800	417,600	
	66	249,500	292,300	336,700	376,100	392,500	418,000	
	67	249,800	292,700	337,500	376,700	393,000	418,400	
	68	250,100	293,100	338,300	377,400	393,600	418,800	
	69	250,400	293,500	339,000	377,800	394,000	419,200	
	70	250,700	293,900	339,700	378,500	394,600	419,500	
	71	251,000	294,300	340,300	379,000	395,100	419,800	
	72	251,300	294,700	340,900	379,600	395,700	420,300	
	73	251,600	295,100	341,400	380,000	396,000	420,700	
	74	251,900	295,500	342,000	380,700	396,600	421,100	
	75	252,200	295,900	342,500	381,200	397,000	421,600	
	76	252,600	296,300	343,100	381,800	397,400	422,000	
	77	252,900	296,700	343,400	382,100	397,700	422,300	
	78	253,200	297,000	343,800	382,600	398,000		
	79	253,500	297,300	344,300	383,200	398,300		
	80	253,800	297,600	344,700	383,800	398,600		
	81	254,100	297,900	345,100	384,300	398,900		
	82	254,400	298,200	345,500	384,800	399,200		
	83	254,700	298,500	345,900	385,300	399,600		
84	255,000	298,800	346,400	385,600	399,900			
85	255,300	299,100	346,800	386,000	400,200			
86	255,600	299,400	347,300	386,300	400,500			
87	256,000	299,700	347,800	386,600	400,800			
88	256,400	300,000	348,200	386,900	401,100			
89	256,900	300,300	348,500	387,300	401,400			
90	257,300	300,600	349,000	387,600	401,700			
91	257,600	300,900	349,300	387,900	402,000			
92	257,900	301,200	349,700	388,200	402,300			
93	258,200	301,500	350,000	388,500	402,600			
94		301,800	350,400	388,800				
95		302,100	350,800	389,100				
96		302,400	351,300	389,400				
97		302,700	351,600	389,700				
98		303,000	351,900	390,000				
99		303,300	352,400	390,300				
100		303,600	352,900	390,600				
101		303,900	353,200	390,900				
102		304,200	353,500					
103		304,500	353,800					
104		304,800	354,100					
105		305,100	354,500					
106		305,400	354,900					
107		305,700	355,300					
108		306,000	355,800					
109		306,300	356,200					
110		306,600	356,500					
111		306,900	356,900					
112		307,200	357,300					
113		307,500	357,700					
114		307,800						
115		308,100						
116		308,400						
117		308,700						
118		309,000						
119		309,300						

一般俸給表

	120		309,600							
	121		309,900							
	122		310,200							
	123		310,500							
	124		310,800							
	125		311,100							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 俸給月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		191,000	217,900	262,600	282,700	298,000	324,200	366,500	400,400	452,200

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第31条に規定する職員を除く。

医療職俸給表 (1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	294,500	371,000	426,700	491,600
	2	296,600	373,600	429,400	493,800
	3	298,600	376,000	431,500	495,700
	4	300,700	378,500	433,800	497,800
	5	302,600	380,600	435,900	499,700
	6	306,100	383,300	437,800	501,200
	7	309,500	385,800	439,500	502,600
	8	313,000	388,100	441,100	503,800
	9	316,100	390,300	442,900	505,000
	10	319,700	392,300	445,200	506,300
	11	323,300	394,400	447,600	507,900
	12	327,000	397,000	450,000	509,100
	13	330,100	399,500	452,000	510,700
	14	333,400	402,600	453,900	512,100
	15	336,700	405,400	456,100	514,200
	16	340,000	408,700	458,100	516,300
	17	343,000	411,400	459,900	518,300
	18	345,900	413,600	462,200	520,300
	19	348,900	415,700	464,300	522,200
	20	352,000	418,100	466,500	524,200
	21	354,800	420,200	468,100	525,900
	22	358,200	422,000	470,200	527,800
	23	361,200	423,600	472,300	529,700
	24	364,100	425,100	474,700	531,600
	25	367,200	426,700	476,600	533,300
	26	369,400	428,600	478,800	535,000
	27	371,300	430,500	480,800	536,800
	28	373,200	432,400	482,700	538,600
	29	375,000	434,300	484,400	540,300
	30	376,500	435,900	485,900	542,100
	31	377,900	437,500	487,500	543,900
	32	379,600	439,100	488,900	545,700
	33	381,000	440,800	490,200	547,400
	34	383,100	442,600	491,200	549,200
	35	384,800	444,200	492,800	551,000
	36	386,700	446,000	494,200	552,700
	37	388,200	447,700	495,400	554,300
	38	390,100	449,700	497,000	555,900
	39	391,900	451,400	498,800	557,500
	40	393,400	453,300	500,600	559,100
	41	395,000	455,000	502,200	560,600
	42	395,700	456,700	504,000	562,000
	43	396,100	458,200	505,700	563,400
	44	396,600	459,600	507,500	564,800
	45	397,300	461,000	509,000	565,900
	46	398,500	462,000	510,700	566,900
	47	399,600	463,000	512,500	567,900
	48	400,700	464,000	514,300	568,900
	49	401,600	465,000	515,800	569,900
	50	402,100	466,000	517,100	570,700
	51	402,500	467,000	518,400	571,600
	52	403,000	468,000	519,700	572,500
	53	403,500	469,400	520,800	573,300
	54	404,300	470,500	522,100	574,200
	55	404,900	471,600	523,400	575,100
	56	405,500	472,700	524,700	576,000
	57	406,100	473,800	525,900	576,800
58	406,900	474,800	526,800	577,700	

医療職俸給表 (1)

	59	407,500	475,600	527,700	578,600
	60	408,100	476,600	528,600	579,500
	61	408,500	477,300	529,400	580,400
	62	409,000	478,000	530,300	581,300
	63	409,400	478,700	531,200	582,200
	64	409,900	479,400	532,100	583,100
	65	410,200	480,000	532,900	584,000
	66		480,600	533,800	
	67		481,300	534,700	
	68		482,000	535,600	
	69		482,300	536,400	
	70		483,000	537,300	
	71		483,700	538,200	
	72		484,400	539,100	
	73		484,900	539,800	
	74		485,500	540,700	
	75		486,200	541,500	
	76		486,900	542,400	
	77		487,300	543,100	
	78		487,900	543,900	
	79		488,500	544,700	
	80		489,100	545,600	
	81		489,600	546,300	
	82		490,100	547,200	
	83		490,700	548,100	
	84		491,300	549,000	
	85		491,700	549,700	
	86		492,300	550,600	
	87		492,900	551,500	
	88		493,500	552,400	
	89		493,900	553,200	
	90		494,500		
	91		495,100		
	92		495,700		
	93		496,100		
	94		496,700		
	95		497,300		
	96		497,900		
	97		498,300		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円
		305,100	348,000	404,000	478,200

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職俸給表 (2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 俸	俸給月額							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,900	223,200	257,200	276,500	300,900	342,300	382,100	446,900
	2	190,800	225,000	258,500	277,300	302,400	344,300	384,500	449,400
	3	192,700	226,800	259,700	277,900	304,300	346,500	386,900	451,900
	4	194,600	228,600	260,700	278,900	306,000	348,500	389,200	454,500
	5	196,600	230,200	261,400	279,800	307,700	350,400	391,200	457,000
	6	198,800	231,900	262,400	280,900	309,600	352,500	393,600	459,600
	7	200,900	233,600	263,400	281,400	311,200	354,300	396,000	462,100
	8	203,000	235,300	264,000	282,000	312,900	356,200	398,600	464,600
	9	204,900	237,000	264,600	282,800	314,600	357,700	400,700	467,000
	10	206,800	238,000	265,200	283,300	316,100	359,600	403,100	469,500
	11	208,600	239,200	265,900	283,800	317,200	361,000	405,300	471,900
	12	210,700	240,500	266,700	284,500	318,500	362,500	407,800	474,300
	13	212,400	241,600	267,600	285,100	320,500	363,900	409,700	476,800
	14	214,400	242,800	268,300	285,900	322,300	365,500	411,800	478,300
	15	216,600	243,800	268,900	286,600	324,100	366,900	413,900	479,600
	16	218,700	244,800	270,100	287,500	326,000	368,200	416,100	481,000
	17	220,800	245,800	270,600	288,300	327,900	369,500	417,900	482,300
	18	221,300	247,000	271,400	289,700	329,900	371,200	419,900	483,600
	19	222,000	248,200	272,200	291,000	331,900	373,000	422,000	484,800
	20	222,700	249,400	273,000	292,500	333,800	374,600	424,000	486,000
	21	223,200	250,100	273,900	293,800	335,700	376,100	425,800	487,400
	22	224,500	251,000	274,400	295,200	337,600	377,900	427,200	488,700
	23	225,800	251,900	275,000	296,700	339,300	379,600	428,800	490,100
	24	227,000	252,600	275,700	298,100	341,100	381,600	430,400	491,400
	25	228,200	253,300	276,300	299,400	342,500	383,200	431,700	492,700
	26	229,100	253,900	277,200	301,000	344,100	385,000	432,900	494,000
	27	230,100	254,600	277,900	302,300	345,400	386,800	434,200	495,300
	28	231,000	255,300	278,700	303,800	346,800	388,600	435,500	496,600
	29	231,800	256,100	279,500	305,300	348,200	390,200	436,800	497,900
	30	232,500	256,900	280,800	306,600	349,500	391,900	438,100	499,000
	31	233,400	257,800	282,000	308,100	350,800	393,600	439,400	500,100
	32	234,300	259,000	283,200	309,500	352,000	395,400	440,500	501,300
	33	235,200	259,800	283,900	311,100	353,100	396,800	441,500	502,500
	34	236,100	260,700	285,500	312,800	354,700	397,900	442,800	503,400
	35	236,800	261,400	286,800	314,500	356,200	399,200	444,000	504,300
	36	237,700	262,200	288,000	316,100	357,700	400,500	445,200	505,300
	37	238,400	263,100	289,200	317,500	359,000	401,600	446,500	506,300
	38	239,100	264,000	290,400	319,000	360,400	402,600	447,300	
	39	240,000	264,700	291,700	320,300	362,000	403,700	448,000	
	40	240,800	265,500	293,000	321,700	363,600	404,900	448,800	
	41	241,400	266,300	294,100	323,200	364,800	405,900	449,200	
	42	242,000	266,900	295,300	324,300	366,100	406,600	449,800	
	43	242,500	267,600	296,800	325,500	367,300	407,200	450,300	
	44	243,000	267,900	298,100	326,400	368,600	408,000	450,900	
	45	243,500	268,600	299,500	327,300	369,500	408,500	451,300	
	46	244,000	269,600	301,200	328,600	370,700	409,100	451,700	
	47	244,500	270,500	302,800	329,400	371,900	409,700	452,200	
	48	244,900	271,600	304,200	330,900	373,100	410,300	452,700	
	49	245,300	272,500	305,400	331,600	374,000	410,800	453,000	
	50	245,700	273,700	306,900	332,500	374,900	411,300	453,400	
	51	246,100	274,500	308,000	333,400	375,900	412,000	454,000	
	52	246,500	275,600	309,300	334,400	376,900	412,600	454,500	
	53	246,900	276,300	310,300	335,200	377,700	413,200	454,800	
	54	247,300	277,100	311,200	335,600	378,500	413,800		
	55	247,600	277,900	312,300	336,700	379,400	414,500		
	56	247,900	278,900	313,200	337,800	380,200	415,100		
	57	248,300	279,800	314,200	338,300	381,000	415,400		
	58	248,700	280,700	315,100	339,300	381,600	415,900		
59	249,000	281,800	315,900	340,100	382,400	416,300			

医療職俸給表 (2)

60	249,300	282,700	316,800	341,000	383,100	416,700			
61	249,600	283,600	317,500	341,700	383,600	417,000			
62	249,900	284,600	318,500	342,400	384,300	417,300			
63	250,200	285,600	319,500	343,100	385,000	417,800			
64	250,500	286,500	320,400	343,800	385,500	418,300			
65	250,800	287,300	321,200	344,300	385,800	418,600			
66	251,100	288,100	321,900	344,800	386,500				
67	251,400	288,800	322,600	345,400	387,200				
68	251,700	289,700	323,300	346,000	387,800				
69	252,000	290,400	323,800	346,600	388,200				
70	252,300	291,000	324,600	347,200	388,700				
71	252,600	291,600	325,200	347,800	389,200				
72	252,900	292,200	326,000	348,400	389,700				
73	253,200	292,800	326,700	348,800	390,200				
74	253,500	293,100	327,300	349,200	390,700				
75	253,800	293,400	327,900	349,700	391,200				
76	254,100	293,700	328,500	350,300	391,800				
77	254,400	294,000	329,000	350,700	392,300				
78	254,700	294,300	329,400	351,200	392,800				
79	255,000	294,600	329,800	351,700	393,300				
80	255,300	294,900	330,300	352,100	393,800				
81	255,600	295,200	330,800	352,400	394,200				
82	255,900	295,500	331,200	352,800	394,600				
83	256,200	295,800	331,700	353,200	395,000				
84	256,500	296,100	332,200	353,500	395,500				
85	256,800	296,400	332,600	354,000	395,900				
86		296,700	332,900	354,300					
87		297,000	333,200	354,600					
88		297,300	333,600	354,900					
89		297,600	334,000	355,200					
90		297,900	334,300	355,500					
91		298,200	334,700	355,900					
92		298,500	335,000	356,300					
93		298,800	335,300	356,600					
94		299,100	335,600	357,000					
95		299,400	335,900	357,400					
96		299,700	336,300	357,700					
97		300,000	336,600	358,000					
98		300,300	336,900	358,300					
99		300,600	337,200	358,700					
100		300,900	337,500	359,100					
101		301,200	337,800	359,500					
102		301,500	338,100	359,900					
103		301,800	338,400	360,300					
104		302,100	338,700	360,700					
105		302,400	339,000	361,200					
106			339,300						
107			339,600						
108			339,900						
109			340,200						
110			340,500						
111			340,800						
112			341,100						
113			341,400						
定年前再任用 短時間勤務職員	基 準 俸給月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,200	218,400	250,700	264,400	290,500	332,000	374,500	436,900	

備考 この表は、保健所、学校等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、臨床工学技士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職俸給表 (3)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		俸給月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,500	240,600	276,300	291,200	306,800	344,500	383,600
	2	209,000	242,700	277,600	291,600	308,100	346,600	386,000
	3	210,500	245,100	278,900	292,000	309,400	348,500	388,500
	4	212,000	247,200	280,000	292,400	310,800	350,500	391,100
	5	213,600	249,600	281,000	292,800	312,100	352,300	393,300
	6	215,600	250,300	281,300	293,200	313,600	354,000	395,700
	7	217,800	251,200	281,600	293,600	314,900	355,600	398,100
	8	220,000	252,200	282,000	294,000	316,600	357,500	400,400
	9	221,800	253,300	282,300	294,500	317,900	359,000	402,400
	10	223,800	254,300	282,700	295,100	319,400	360,300	404,600
	11	225,800	255,400	283,100	295,600	320,700	361,700	407,000
	12	227,800	256,300	283,500	296,100	322,000	363,000	409,200
	13	229,600	257,200	284,000	296,800	323,500	364,400	411,400
	14	231,900	258,000	284,300	297,400	324,700	366,000	413,500
	15	234,200	258,900	284,600	298,000	326,200	367,900	415,700
	16	236,500	259,500	284,900	298,700	327,600	369,700	417,900
	17	238,900	260,100	285,200	299,300	328,900	371,300	419,900
	18	241,100	261,100	285,600	300,200	330,400	373,000	421,800
	19	243,500	261,800	286,000	300,900	332,000	375,000	424,000
	20	245,800	262,600	286,300	301,900	333,500	377,100	426,100
	21	248,000	263,100	286,700	302,700	334,900	379,000	427,800
	22	248,700	264,200	287,200	303,800	336,200	381,100	429,700
	23	249,500	265,400	287,700	304,900	337,500	383,200	431,500
	24	250,300	267,000	288,200	306,300	338,800	385,200	433,400
	25	251,000	267,800	288,700	307,100	340,000	387,000	435,200
	26	252,000	268,900	289,200	308,300	341,000	388,900	436,800
	27	252,900	270,300	289,700	309,400	342,200	390,900	438,500
	28	253,800	271,300	290,300	311,100	343,700	392,800	440,000
	29	254,700	272,400	290,900	312,000	344,700	394,500	441,100
	30	255,200	272,900	291,900	313,100	345,700	396,300	442,600
	31	255,700	273,400	292,900	314,300	346,600	398,100	444,200
	32	256,200	273,900	293,900	315,300	347,300	400,000	445,600
	33	256,600	274,400	295,000	316,300	348,400	401,700	447,300
	34	257,200	274,700	296,100	317,700	349,600	403,300	448,900
	35	257,800	275,000	297,000	319,200	351,000	405,100	450,400
	36	258,400	275,300	298,100	320,700	352,200	406,800	451,900
	37	258,900	275,600	299,100	321,900	353,500	408,500	453,200
	38	259,700	276,000	300,200	323,300	354,700	410,200	454,500
	39	260,500	276,400	301,300	324,500	356,200	411,900	455,800
	40	261,500	276,800	302,400	325,900	357,700	413,600	457,000
	41	262,300	277,100	303,200	327,100	359,000	415,100	458,100
	42	263,100	277,400	304,300	328,100	360,500	416,600	458,900
	43	263,900	277,700	305,300	329,200	362,000	418,200	459,700
	44	264,700	278,000	306,300	330,500	363,600	419,600	460,500
	45	265,500	278,400	307,300	331,400	364,900	420,900	461,200
	46	266,000	279,000	308,500	332,200	366,400	422,300	461,800
	47	266,500	279,500	309,900	333,000	367,900	423,900	462,500
	48	267,000	280,000	311,300	333,800	369,100	425,300	463,300
	49	267,400	280,400	312,300	334,500	370,400	426,900	464,100
	50	267,700	281,100	313,500	335,600	371,800	428,500	464,600
	51	268,100	281,700	314,500	336,600	373,200	430,000	465,200
	52	268,400	282,300	315,700	337,600	374,500	431,500	465,800
	53	268,700	282,900	316,800	338,700	376,000	432,700	466,500
	54	269,200	283,800	317,600	339,800	377,200	434,100	467,300
	55	269,700	284,700	318,700	341,000	378,300	435,400	468,100
	56	270,200	285,600	319,800	342,400	379,400	436,800	468,900
	57	270,700	286,500	320,700	343,300	380,600	437,900	469,800

医療職俸給表 (3)

	58	271,200	287,700	321,500	344,700	381,600	438,600
	59	271,600	288,700	322,200	345,900	382,600	439,300
	60	272,000	289,900	322,900	347,300	383,400	440,000
	61	272,400	290,900	323,500	348,400	384,100	440,500
	62	272,800	291,900	324,500	349,600	384,900	441,200
	63	273,100	293,000	325,500	350,900	385,600	441,900
	64	273,500	294,200	326,600	352,100	386,300	442,600
	65	273,900	295,200	327,700	353,100	387,000	443,100
	66	274,300	296,100	328,700	354,200	387,600	443,600
	67	274,700	297,000	329,700	355,400	388,400	444,000
	68	275,100	297,900	330,700	356,600	389,100	444,400
	69	275,500	298,800	331,500	357,600	389,800	444,800
	70	276,100	300,200	332,700	358,700	390,500	
	71	276,700	301,500	333,800	359,600	391,200	
	72	277,400	302,800	334,700	360,600	391,900	
	73	278,100	303,700	335,900	361,400	392,400	
	74	279,000	305,000	337,000	362,500	392,900	
	75	279,800	306,000	338,200	363,500	393,400	
	76	280,700	307,100	339,200	364,600	394,000	
	77	281,500	308,300	340,200	365,400	394,400	
	78	282,100	309,200	341,400	366,200	395,000	
	79	282,900	310,100	342,600	367,000	395,500	
	80	283,600	311,200	343,800	367,700	396,000	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	81	284,200	311,800	344,800	368,200	396,300	
	82	284,900	312,500	345,900	368,700	396,700	
	83	285,500	313,100	346,900	369,300	397,200	
	84	286,000	313,600	347,900	369,800	397,700	
	85	286,600	314,200	348,700	370,500	398,000	
	86	287,400	315,100	349,700	371,100	398,300	
	87	288,200	316,100	350,700	371,600	398,600	
	88	288,900	317,100	351,700	372,200	398,900	
	89	289,600	318,100	352,700	372,500	399,200	
	90	290,300	319,000	353,400	372,900	399,500	
	91	291,100	320,000	354,200	373,400	399,800	
	92	291,800	320,900	354,900	374,000	400,400	
	93	292,400	321,900	355,600	374,300	400,900	
	94	293,000	322,700	356,200	374,800		
	95	293,700	323,400	356,900	375,300		
	96	294,400	324,100	357,500	375,700		
	97	294,900	324,600	357,900	376,100		
	98	295,200	325,200	358,400	376,600		
	99	295,500	325,900	358,800	377,100		
	100	295,800	326,500	359,300	377,500		
101	296,100	326,900	359,700	378,000			
102	296,600	327,500	360,100	378,500			
103	297,100	328,100	360,600	379,000			
104	297,600	328,700	361,100	379,500			
105	298,100	329,000	361,500	380,000			
106	298,500	329,400	362,000	380,500			
107	299,000	329,800	362,400	381,000			
108	299,500	330,200	362,700	381,500			
109	299,800	330,600	363,000	382,000			
110	300,100	331,000	363,500	382,400			
111	300,400	331,300	364,000	382,900			
112	300,700	331,700	364,500	383,400			
113	301,000	332,000	365,000	384,000			
114	301,300	332,400	365,400				
115	301,700	332,800	365,900				
116	302,000	333,100	366,300				
117	302,300	333,400	366,600				
118	302,700	333,700	367,100				
119	303,100	334,000	367,500				

医療職俸給表 (3)

	120	303,500	334,300	368,000				
	121	303,800	334,600	368,400				
	122	304,200	334,900	368,900				
	123	304,500	335,200	369,400				
	124	304,800	335,500	369,900				
	125	305,100	335,800	370,300				
	126	305,400	336,100					
	127	305,700	336,400					
	128	306,000	336,700					
	129	306,300	337,000					
	130	306,600	337,300					
	131	306,900	337,600					
	132	307,200	337,900					
	133	307,500	338,200					
	134	307,800	338,500					
	135	308,100	338,800					
	136	308,400	339,100					
	137	308,700	339,400					
	138	309,000	339,700					
	139	309,300	340,000					
	140	309,600	340,300					
	141	309,900	340,600					
	142	310,200	341,000					
	143	310,500	341,400					
	144	310,800	341,800					
	145	311,100	342,100					
	146	311,400	342,500					
	147	311,700	342,900					
	148	312,000	343,200					
	149	312,300	343,500					
	150	312,600	343,900					
	151	312,900	344,300					
	152	313,200	344,700					
	153	313,500	345,000					
	154	313,800						
	155	314,100						
	156	314,400						
	157	314,700						
	158	315,000						
	159	315,300						
	160	315,600						
	161	315,900						
	162	316,200						
	163	316,500						
	164	316,800						
	165	317,100						
	166	317,400						
	167	317,700						
	168	318,000						
	169	318,300						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 俸給月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		238,300	262,500	270,100	280,600	297,500	335,400	380,400

備考 この表は、保健所、学校等に勤務する保健師、助産師、看護師、養護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

消防職俸給表

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		俸給月額 円							
	1	212,800	232,700	257,300	289,000	318,000	340,700	365,200	397,700
	2	215,100	234,800	258,700	290,200	319,600	342,700	367,100	399,400
	3	217,400	237,000	260,100	291,200	321,000	344,500	369,000	400,900
	4	219,700	238,900	261,500	292,400	322,600	346,000	370,800	402,500
	5	221,900	241,000	262,500	293,800	323,900	348,000	372,800	404,100
	6	224,100	243,300	263,800	294,500	325,400	349,400	374,900	405,300
	7	226,200	246,000	265,200	295,300	327,000	350,800	376,800	406,400
	8	228,400	248,500	266,300	296,200	328,900	352,000	378,900	407,800
	9	230,300	250,700	268,000	296,900	330,400	353,700	380,500	408,900
	10	232,300	252,400	269,300	297,700	332,400	355,500	382,400	410,500
	11	234,400	254,300	270,600	298,300	334,200	357,400	384,300	412,200
	12	236,400	255,700	271,900	298,800	335,700	359,200	386,500	413,900
	13	238,200	257,200	273,300	299,900	337,500	361,100	387,900	415,100
	14	240,600	258,400	274,600	300,500	339,000	363,200	389,700	416,800
	15	242,900	259,500	275,800	301,000	340,200	365,100	391,200	418,800
	16	245,300	260,500	277,000	301,500	341,600	367,200	393,000	420,800
	17	247,700	261,600	278,200	302,000	343,300	369,100	394,400	422,400
	18	249,100	262,700	279,400	303,000	345,100	371,000	395,600	424,200
	19	250,600	263,900	280,600	303,900	347,000	372,800	396,700	426,000
	20	252,100	265,000	281,800	304,900	348,800	374,800	398,200	427,700
	21	253,600	266,100	283,100	305,700	350,600	376,400	399,500	429,200
	22	254,800	267,400	283,500	306,500	352,600	377,900	401,100	430,800
	23	255,900	268,700	283,900	307,300	354,600	379,400	402,800	432,400
	24	257,000	270,000	284,400	308,000	356,400	381,000	404,500	434,000
	25	258,200	271,200	284,900	308,600	358,300	382,600	405,800	435,400
	26	259,400	272,400	285,500	310,100	360,300	383,900	407,500	436,900
	27	260,600	273,200	286,100	311,400	362,000	385,100	409,500	438,400
	28	261,700	274,300	286,600	312,700	364,000	386,400	411,500	440,000
	29	262,800	275,300	287,200	313,900	365,700	388,100	413,000	441,100
	30	264,100	276,500	287,600	315,500	367,200	389,800	414,800	442,700
	31	265,400	277,700	288,000	316,900	368,700	391,400	416,600	444,400
	32	266,700	278,800	288,500	318,300	370,200	393,000	418,300	446,000
	33	268,000	279,900	289,000	319,500	371,500	394,400	420,100	447,200
	34	269,000	280,500	289,500	321,000	373,000	396,400	421,700	448,800
	35	270,000	281,000	290,100	322,500	374,100	398,500	423,300	450,500
	36	271,000	281,600	290,700	323,700	375,600	400,300	424,900	452,000
	37	272,100	282,200	291,300	325,300	377,000	401,900	426,300	453,600
	38	273,200	282,700	292,000	326,700	378,700	403,400	427,700	454,400
	39	274,400	283,300	292,500	328,000	380,300	404,800	429,100	455,100
	40	275,600	283,800	293,000	329,300	382,100	406,300	430,600	455,800
	41	276,700	284,300	293,700	330,700	383,700	407,600	431,900	456,300
	42	277,200	284,800	294,400	331,700	385,700	408,600	433,200	456,900
	43	277,700	285,300	294,800	333,000	387,700	409,800	434,500	457,600
	44	278,200	285,900	295,300	334,300	389,600	411,000	435,700	458,200
	45	278,600	286,400	295,800	335,800	391,200	412,100	436,800	459,000
	46	278,900	286,800	297,000	337,800	392,900	413,200	437,500	459,700
	47	279,200	287,400	298,100	339,500	394,500	414,300	438,300	460,200
	48	279,500	287,900	299,200	341,200	396,200	415,500	439,000	460,800
	49	279,800	288,600	300,300	342,600	397,800	416,700	439,500	461,400
	50	280,200	289,300	301,700	343,900	398,900	417,400	440,200	462,000
	51	280,700	289,700	302,900	345,300	400,000	418,200	440,800	462,400
	52	281,200	290,200	303,800	346,800	401,100	418,900	441,500	463,000
	53	281,700	290,700	304,900	348,200	402,200	419,500	441,900	463,500
	54	282,200	291,300	306,300	349,500	403,300	420,200	442,500	464,000
	55	282,700	291,900	307,600	350,600	404,400	420,800	443,200	464,500
	56	283,300	292,500	308,800	351,900	405,600	421,400	443,800	465,000
	57	284,000	293,000	310,100	352,900	406,800	421,900	444,500	465,300
	58	284,400	294,100	311,400	353,900	407,500	422,400	445,200	465,600

消防職俸給表

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	59	284,800	295,100	312,700	354,800	408,300	423,000	445,800	466,000
	60	285,200	296,100	314,000	356,000	409,100	423,600	446,400	466,400
	61	285,600	297,100	315,300	356,900	409,700	424,000	446,800	466,800
	62	286,000	298,200	316,800	358,300	410,400	424,500	447,300	
	63	286,400	299,300	318,300	359,700	411,000	425,100	447,700	
	64	286,800	300,300	319,700	361,000	411,700	425,500	448,100	
	65	287,200	301,400	321,000	362,200	412,000	426,000	448,700	
	66	287,900	302,500	322,300	363,800	412,600	426,500	449,000	
	67	288,600	303,600	323,800	365,200	413,300	427,000	449,400	
	68	289,200	304,400	325,400	366,700	413,900	427,500	449,800	
	69	289,800	305,800	326,600	367,900	414,300	427,900	450,200	
	70	290,800	306,800	327,600	369,300	414,800	428,300	450,500	
	71	291,800	307,900	328,500	370,600	415,400	428,600	450,800	
	72	292,700	308,900	329,400	372,100	415,800	429,000	451,100	
	73	293,600	309,900	330,100	373,300	416,100	429,400	451,600	
	74	294,400	311,200	331,200	374,700	416,600	429,800	452,000	
	75	295,300	312,400	332,300	376,000	417,200	430,300	452,400	
	76	296,200	313,500	333,500	377,400	417,700	430,700	452,700	
	77	297,000	314,400	334,600	378,600	418,000	431,000	453,100	
	78	297,700	315,700	335,900	379,800	418,600	431,300		
	79	298,400	316,900	337,200	381,000	419,000	431,600		
	80	298,900	318,200	338,500	382,100	419,400	431,900		
	81	299,700	319,300	339,800	383,200	419,800	432,200		
	82	300,800	320,200	341,400	384,400	420,400	432,500		
83	301,800	321,000	343,000	385,600	420,800	432,800			
84	302,700	321,900	344,600	386,800	421,300	433,100			
85	303,700	322,700	346,100	387,900	421,600	433,400			
86	304,800	323,500	347,600	388,500	421,900				
87	305,700	324,300	349,100	389,100	422,300				
88	306,700	325,400	350,600	389,700	422,800				
89	307,600	326,300	351,900	390,300	423,100				
90	308,300	327,300	353,400	390,900	423,400				
91	309,000	328,500	354,700	391,500	423,800				
92	309,800	329,700	356,200	392,100	424,200				
93	310,200	330,600	357,500	392,400	424,600				
94	310,900	332,000	358,900	392,900					
95	311,600	333,400	360,400	393,400					
96	312,400	334,700	361,800	393,900					
97	313,000	335,700	363,200	394,200					
98	313,800	337,100	364,300	394,700					
99	314,700	338,400	365,400	395,300					
100	315,500	339,700	366,600	395,800					
101	316,300	341,000	367,700	396,100					
102	317,300	342,300	368,700	396,600					
103	318,400	343,500	369,900	397,100					
104	319,400	344,700	371,100	397,600					
105	320,300	345,700	372,200	397,900					
106	320,900	346,800	372,800	398,400					
107	321,500	347,900	373,300	398,700					
108	322,200	348,800	373,900	399,100					
109	322,600	350,000	374,500	399,400					
110	323,200	351,000	375,000	399,700					
111	323,800	352,000	375,600	400,100					
112	324,500	353,000	376,100	400,400					
113	325,100	353,800	376,500	400,700					
114	325,800	354,800	377,100	401,000					
115	326,600	355,800	377,500	401,400					
116	327,300	356,800	378,000	401,800					
117	327,800	357,700	378,400	402,100					
118	328,600	358,300	379,000	402,400					
119	329,300	358,800	379,500	402,700					
120	330,100	359,400	380,000	403,000					

消防職俸給表

	121	330,700	359,800	380,400	403,300				
	122	331,200	360,200	380,900	403,600				
	123	331,600	360,700	381,400	403,900				
	124	332,100	361,100	381,900	404,400				
	125	332,400	361,500	382,200	404,800				
	126		362,000	382,700					
	127		362,500	383,200					
	128		362,800	383,700					
	129		363,100	384,000					
	130		363,600	384,400					
	131		364,000	384,900					
	132		364,500	385,400					
	133		364,800	385,700					
	134		365,300	386,100					
	135		365,700	386,500					
	136		366,100	386,900					
	137		366,400	387,200					
	138		366,700	387,700					
	139		367,100	388,200					
	140		367,500	388,700					
	141		367,800	389,000					
	142		368,200						
	143		368,700						
	144		369,200						
	145		369,500						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 俸給月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	244,400	256,500	260,800	296,500	314,100	328,500	352,500	388,000	

備考 この表は、消防吏員（消防長を除く。）に適用する。

福祉職俸給表

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	199,700	250,100	282,700	300,900	335,400	377,900
	2	201,400	251,500	283,700	301,800	337,300	380,100
	3	202,900	252,600	284,700	303,000	339,200	382,000
	4	204,500	253,900	285,600	304,100	341,100	384,000
	5	205,600	255,100	286,400	305,100	343,200	386,000
	6	207,400	256,400	287,500	306,900	345,000	387,700
	7	209,100	257,700	288,500	308,400	347,100	389,600
	8	210,700	259,000	289,500	309,900	349,100	391,400
	9	212,100	260,300	290,300	311,500	351,100	393,200
	10	213,600	261,200	290,900	313,200	353,100	395,500
	11	215,300	262,200	291,600	314,800	355,000	397,700
	12	216,900	263,200	292,300	316,500	357,100	399,800
	13	218,500	263,900	293,000	317,800	358,700	401,700
	14	219,800	264,800	293,900	319,700	360,400	404,000
	15	221,000	266,000	295,000	321,400	361,800	406,200
	16	222,200	266,800	296,000	323,200	363,300	408,600
	17	223,400	267,900	297,100	324,800	365,000	410,400
	18	224,500	268,500	298,600	326,600	366,400	412,500
	19	225,500	269,300	299,800	328,000	367,600	414,300
	20	226,600	269,800	300,900	329,400	368,900	416,400
	21	227,500	270,400	302,100	330,900	370,400	418,200
	22	228,800	271,200	303,600	332,900	371,900	420,000
	23	230,200	271,800	304,800	334,800	373,400	422,000
	24	231,500	272,300	306,200	336,600	374,900	423,900
	25	232,800	273,400	307,500	338,400	376,400	425,800
	26	234,000	274,500	308,800	340,300	378,400	427,400
	27	235,200	275,600	310,100	342,100	380,300	428,900
	28	236,400	276,800	311,500	343,700	382,300	430,500
	29	237,600	278,000	312,500	345,400	383,900	432,100
	30	238,600	278,900	313,500	347,000	385,700	433,300
	31	239,600	279,800	314,600	348,700	387,400	434,600
	32	240,500	280,700	315,800	350,300	389,200	435,900
	33	241,500	281,600	317,100	351,800	390,700	437,000
	34	242,200	282,400	318,400	353,400	392,300	438,100
	35	243,000	283,100	319,800	354,900	393,800	439,500
	36	243,700	283,900	321,000	356,300	395,500	440,700
	37	244,400	284,500	322,300	357,700	397,100	442,000
	38	245,200	285,500	323,500	359,200	398,300	442,800
	39	246,000	286,400	324,500	360,700	399,400	443,600
	40	246,800	287,300	325,700	362,300	400,600	444,500
	41	247,500	288,200	327,000	363,800	401,700	445,000
	42	247,900	289,400	328,300	365,400	402,900	445,800
	43	248,300	290,600	329,400	366,800	403,900	446,500
	44	248,700	291,700	330,400	368,100	405,000	447,200
	45	249,100	292,800	331,600	369,600	405,900	447,800
	46	249,400	294,000	332,500	370,900	406,400	448,600
	47	249,700	295,200	333,300	372,300	407,100	449,200
	48	250,000	296,400	334,200	373,600	407,700	449,900
	49	250,400	297,500	334,900	374,600	408,400	450,500
	50	250,800	298,600	335,600	375,700	409,000	451,200
	51	251,200	299,700	336,300	376,700	409,600	451,600
	52	251,600	300,800	336,900	377,800	410,200	452,200
	53	252,000	301,900	337,500	378,500	410,800	452,600
	54	252,500	302,700	338,100	379,400	411,500	453,200
	55	253,000	303,700	338,700	380,200	412,200	453,700
	56	253,400	304,700	339,400	381,100	412,800	454,300
	57	253,800	305,700	339,900	381,900	413,300	454,700
	58	254,200	306,900	340,500	382,700	414,000	455,100
	59	254,600	308,300	341,100	383,400	414,600	455,600

福祉職俸給表

	60	255,000	309,300	341,600	384,200	415,200	456,100
	61	255,300	310,300	341,900	385,100	415,600	456,600
	62	255,600	311,400	342,500	385,800	416,100	
	63	255,900	312,400	343,100	386,500	416,700	
	64	256,200	313,500	343,700	387,100	417,300	
	65	256,500	314,600	344,000	387,600	417,600	
	66	257,100	315,400	344,300	388,100	418,000	
	67	257,700	316,300	344,800	388,800	418,400	
	68	258,400	317,000	345,200	389,500	418,800	
	69	259,000	317,800	345,500	389,900	419,200	
	70	259,600	318,700	346,000	390,500	419,500	
	71	260,200	319,600	346,500	391,100	419,800	
	72	260,700	320,600	347,000	391,700	420,300	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	261,300	321,500	347,400	392,100	420,700	
	74	262,000	321,900	347,900	392,700	421,100	
	75	262,600	322,300	348,300	393,300	421,600	
	76	263,100	322,700	348,600	393,900	422,000	
	77	263,700	323,200	348,900	394,400	422,300	
	78	264,500	323,700	349,300	395,000		
	79	265,100	324,300	349,800	395,500		
	80	265,600	324,800	350,300	396,200		
	81	266,200	325,100	350,600	396,500		
	82	266,800	325,500	351,000	397,000		
	83	267,400	326,000	351,400	397,600		
	84	268,000	326,400	351,900	398,000		
	85	268,600	326,700	352,200	398,300		
	86	269,000	327,100	352,600	398,700		
	87	269,400	327,500	352,900	399,100		
	88	269,800	327,900	353,300	399,500		
	89	270,200	328,300	353,600	399,800		
	90	270,600	328,700	353,900	400,100		
	91	271,000	329,100	354,300	400,400		
	92	271,400	329,400	354,600	400,700		
	93	271,800	329,700	354,900	401,000		
	94	272,200	330,100				
	95	272,600	330,500				
	96	273,000	330,900				
	97	273,300	331,300				
	98	273,600	331,700				
	99	273,900	332,000				
	100	274,200	332,300				
101	274,500	332,600					
102	275,000	332,900					
103	275,500	333,200					
104	276,000	333,600					
105	276,300	333,900					
106	276,600	334,200					
107	276,900	334,500					
108	277,200	334,800					
109	277,500	335,200					
110	277,800	335,600					
111	278,100	335,900					
112	278,400	336,200					
113	278,700	336,500					
114	279,000	336,900					
115	279,400	337,200					
116	279,800	337,500					
117	280,100	337,800					
118	280,400	338,100					
119	280,700	338,400					
120	281,000	338,700					
121	281,300	339,000					
122	281,600						

福祉職俸給表

	123	281,900					
	124	282,200					
	125	282,500					
	126	282,800					
	127	283,100					
	128	283,400					
	129	283,700					
	130	284,000					
	131	284,400					
	132	284,800					
	133	285,100					
	134	285,400					
	135	285,700					
	136	286,000					
	137	286,300					
	138	286,600					
	139	286,900					
	140	287,200					
	141	287,500					
	142	287,800					
	143	288,100					
	144	288,400					
	145	288,700					
	146	289,000					
	147	289,300					
	148	289,600					
	149	289,900					
	150	290,200					
	151	290,500					
	152	290,800					
	153	291,100					
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 俸給月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	204,300	248,200	262,800	296,800	324,200	366,500	

備考 この表は、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設等に勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

教育職俸給表 (1)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	199,900	246,300	298,200	354,600	423,900
	2	202,200	247,800	300,000	356,000	425,700
	3	204,500	249,200	301,800	357,400	427,500
	4	206,700	250,600	303,600	358,800	429,100
	5	208,900	252,000	305,400	360,200	430,600
	6	211,200	253,200	307,200	361,500	432,100
	7	213,400	254,400	309,000	362,800	433,900
	8	215,600	255,600	310,700	364,100	435,700
	9	217,800	257,000	312,400	365,300	437,400
	10	220,000	258,200	314,200	366,800	439,200
	11	222,200	259,500	316,000	368,300	441,100
	12	224,400	260,800	317,800	369,700	442,900
	13	226,600	262,100	319,700	371,000	444,600
	14	228,700	264,000	321,500	372,500	446,500
	15	230,800	265,800	323,300	374,000	448,300
	16	232,900	267,600	325,000	375,400	450,200
	17	235,000	269,300	326,600	376,800	451,900
	18	236,800	271,500	328,500	378,300	453,700
	19	238,500	273,700	330,400	379,700	455,500
	20	240,200	275,900	332,300	381,100	457,300
	21	241,900	278,100	334,100	382,500	458,900
	22	243,200	280,300	336,100	384,000	460,600
	23	244,500	282,500	337,900	385,500	462,500
	24	245,800	284,600	339,700	386,900	464,200
	25	247,000	286,600	341,400	388,200	465,900
	26	248,200	288,500	343,100	389,700	467,500
	27	249,400	290,400	344,700	391,200	469,000
	28	250,600	292,200	346,300	392,700	470,500
	29	251,700	294,000	347,900	394,100	472,000
	30	252,900	295,900	349,200	395,600	473,300
	31	254,100	297,700	350,400	397,100	474,600
	32	255,300	299,400	351,600	398,600	475,900
	33	256,400	301,100	352,900	400,000	477,100
	34	257,700	302,900	354,500	401,600	477,800
	35	259,000	304,600	356,100	403,200	478,500
	36	260,300	306,200	357,600	404,700	479,200
	37	261,700	307,800	359,100	405,900	479,800
	38	263,100	309,500	360,700	407,300	
	39	264,400	311,300	362,300	408,700	
	40	265,700	313,000	363,800	410,000	
	41	267,000	314,300	365,300	411,600	
	42	268,000	316,200	366,900	413,000	
	43	269,000	318,000	368,500	414,300	
	44	269,900	319,700	370,000	415,700	
	45	270,600	321,400	371,500	417,100	
	46	271,400	323,300	373,100	418,400	
	47	272,200	325,000	374,700	419,900	
	48	273,000	326,700	376,200	421,400	
	49	273,800	328,400	377,700	423,000	
	50	274,600	330,200	379,200	424,400	
	51	275,300	332,000	380,700	426,000	
	52	276,100	333,700	382,100	427,500	
	53	276,900	335,400	383,500	429,200	
	54	277,700	336,700	385,000	430,700	
	55	278,500	338,000	386,400	432,300	
	56	279,300	339,300	387,800	433,900	
	57	280,000	340,800	389,300	435,400	

教育職俸給表 (1)

	58	280,600	342,400	390,900	436,900
	59	281,400	343,900	392,500	438,100
	60	282,300	345,500	393,900	439,300
	61	283,100	347,000	395,100	440,500
	62	283,700	348,600	396,500	441,800
	63	284,500	350,200	397,900	443,000
	64	285,200	351,700	399,200	444,200
	65	286,200	353,200	400,400	445,300
	66	287,000	354,800	401,600	446,500
	67	287,800	356,400	402,900	447,700
	68	288,500	357,900	404,200	448,900
	69	289,200	359,400	405,500	450,100
	70	290,000	361,000	406,800	451,300
	71	290,800	362,600	408,200	452,500
	72	291,500	364,100	409,400	453,700
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	292,200	365,600	410,600	454,800
	74	292,900	367,200	412,000	455,400
	75	293,600	368,800	413,400	455,900
	76	294,200	370,300	414,700	456,400
	77	294,800	371,800	415,900	456,900
	78	295,500	373,200	417,100	
	79	296,200	374,600	418,400	
	80	296,800	375,900	419,800	
	81	297,400	377,200	421,100	
	82	298,100	378,600	422,300	
	83	298,800	380,000	423,300	
	84	299,500	381,300	424,500	
	85	300,200	382,400	425,700	
	86	301,000	383,800	426,800	
	87	301,700	385,100	428,000	
	88	302,400	386,400	429,000	
	89	303,100	387,600	430,100	
	90	304,000	388,900	431,100	
	91	304,800	390,000	432,100	
92	305,600	391,200	433,100		
93	306,100	392,400	434,000		
94	306,900	393,500	434,800		
95	307,700	394,700	435,600		
96	308,500	395,900	436,400		
97	309,200	397,300	437,100		
98	310,000	398,300	437,500		
99	310,800	399,300	437,900		
100	311,500	400,300	438,300		
101	312,300	401,200	438,700		
102	313,200	402,200	439,000		
103	314,100	403,300	439,300		
104	314,900	404,400	439,500		
105	315,500	405,100	439,800		
106	316,300	406,000	440,100		
107	317,100	406,900	440,400		
108	317,900	407,800	440,600		
109	318,600	408,600	440,800		
110	319,000	409,400			
111	319,400	410,200			
112	319,900	411,000			
113	320,400	411,600			
114	320,800	412,300			
115	321,300	413,000			
116	321,700	413,700			
117	322,200	414,300			
118	322,700	414,800			
119	323,100	415,200			

教育職俸給表（1）

	120	323,600	415,500			
	121	324,100	415,800			
	122	324,500	416,100			
	123	325,000	416,400			
	124	325,500	416,600			
	125	326,100	416,800			
	126	326,400	417,100			
	127	326,700	417,400			
	128	327,000	417,600			
	129	327,200	417,800			
	130	327,500	418,100			
	131	327,800	418,400			
	132	328,000	418,600			
	133	328,200	418,800			
	134	328,400	419,100			
	135	328,600	419,400			
	136	328,900	419,600			
	137	329,200	419,800			
	138	329,400	420,100			
	139	329,700	420,400			
	140	330,000	420,600			
	141	330,200	420,800			
	142	330,400	421,100			
	143	330,700	421,400			
	144	330,900	421,600			
	145	331,200	421,800			
	146	331,400	422,100			
	147	331,700	422,400			
	148	332,000	422,600			
	149	332,200	422,800			
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 俸給月額				
		円	円	円	円	円
		238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

備考

- この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師及び実習助手に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額は、この表の額に7,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

教育職俸給表 (2)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	298,200	323,900	413,600
	2	202,200	223,100	300,000	326,000	415,100
	3	204,500	225,500	301,800	328,100	416,600
	4	206,700	227,900	303,600	330,200	418,000
	5	208,900	230,300	305,400	332,200	419,300
	6	211,200	232,700	307,200	334,300	420,700
	7	213,400	235,100	309,000	336,400	422,100
	8	215,600	237,500	310,700	338,500	423,500
	9	217,800	239,900	312,400	340,500	424,900
	10	220,000	241,500	314,200	342,600	426,300
	11	222,200	243,100	316,000	344,700	427,700
	12	224,400	244,700	317,800	346,700	429,000
	13	226,600	246,300	319,700	348,700	430,300
	14	228,700	247,800	321,500	350,200	431,700
	15	230,800	249,200	323,300	351,700	433,100
	16	232,900	250,600	325,000	353,200	434,500
	17	235,000	252,000	326,600	354,600	435,700
	18	236,800	253,200	328,500	356,000	437,000
	19	238,500	254,400	330,400	357,400	438,200
	20	240,200	255,600	332,300	358,800	439,500
	21	241,900	257,000	334,100	360,200	440,600
	22	243,200	258,200	336,100	361,500	441,700
	23	244,500	259,500	337,900	362,800	442,900
	24	245,800	260,800	339,700	364,100	444,100
	25	247,000	262,100	341,400	365,300	445,400
	26	248,100	264,000	343,100	366,600	446,600
	27	249,200	265,800	344,700	367,800	447,600
	28	250,300	267,600	346,300	369,000	448,700
	29	251,500	269,300	347,900	370,200	449,900
	30	252,800	271,500	349,200	371,400	450,700
	31	254,000	273,700	350,400	372,600	451,500
	32	255,200	275,900	351,600	373,700	452,400
	33	256,300	278,100	352,900	374,800	453,300
	34	257,500	280,300	354,300	376,000	453,800
	35	258,700	282,500	355,700	377,200	454,300
	36	259,900	284,600	357,000	378,300	454,800
	37	261,100	286,600	358,300	379,400	455,300
	38	262,300	288,500	359,700	380,600	
	39	263,500	290,400	361,100	381,800	
	40	264,700	292,200	362,400	382,900	
	41	265,900	294,000	363,700	384,000	
	42	267,000	295,900	365,100	385,200	
	43	268,100	297,700	366,400	386,400	
	44	269,200	299,400	367,700	387,500	
	45	270,200	301,100	369,000	388,600	
	46	271,000	302,900	370,200	389,800	
	47	271,800	304,600	371,400	391,000	
	48	272,600	306,200	372,600	392,200	
	49	273,300	307,800	373,800	393,400	
	50	274,100	309,500	375,000	394,700	
	51	274,800	311,300	376,200	395,900	
	52	275,500	313,000	377,400	397,100	
	53	276,300	314,300	378,500	398,300	
	54	277,100	316,200	379,700	399,600	
	55	277,900	318,000	380,900	400,600	
	56	278,600	319,700	382,100	401,700	
	57	279,300	321,400	383,200	402,900	
	58	280,100	323,300	384,500	404,100	

教育職俸給表 (2)

	59	280,900	325,000	385,800	405,300
	60	281,600	326,700	387,000	406,500
	61	282,200	328,400	387,900	407,600
	62	282,900	330,200	389,100	408,600
	63	283,600	332,000	390,100	409,900
	64	284,200	333,700	391,200	411,100
	65	284,900	335,400	392,000	412,300
	66	285,600	336,700	393,100	413,400
	67	286,300	338,000	394,100	414,500
	68	287,000	339,300	395,100	415,600
	69	287,700	340,800	396,200	416,600
	70	288,500	342,300	397,200	417,800
	71	289,200	343,800	398,300	419,000
	72	289,900	345,300	399,400	420,200
	73	290,400	346,700	400,400	420,800
	74	291,100	348,200	401,500	421,600
	75	291,800	349,700	402,600	422,300
	76	292,400	351,200	403,600	422,800
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	77	293,000	352,600	404,500	423,100
	78	293,700	354,100	405,400	423,400
	79	294,300	355,600	406,400	423,800
	80	294,900	357,100	407,400	424,200
	81	295,500	358,500	408,200	424,500
	82	296,100	359,800	409,000	424,900
	83	296,700	361,100	409,700	425,200
	84	297,300	362,300	410,500	425,500
	85	297,800	363,500	411,200	425,800
	86	298,300	364,700	411,800	426,200
	87	298,800	365,900	412,500	426,500
	88	299,300	367,000	413,200	426,800
	89	299,700	368,100	413,800	427,100
	90	300,300	369,200	414,500	427,400
	91	300,800	370,300	415,000	427,700
	92	301,300	371,400	415,600	427,900
	93	301,600	372,500	416,000	428,100
	94	302,100	373,700	416,400	
	95	302,600	374,800	416,700	
	96	303,000	375,900	417,000	
97	303,400	376,900	417,200		
98	303,900	377,900	417,500		
99	304,400	378,800	417,800		
100	304,800	379,700	418,000		
101	305,200	380,500	418,200		
102	305,600	381,500	418,500		
103	306,000	382,400	418,800		
104	306,300	383,300	419,000		
105	306,500	384,100	419,200		
106	306,800	385,000	419,500		
107	307,100	385,900	419,800		
108	307,300	386,800	420,000		
109	307,500	387,600	420,200		
110	307,700	388,600			
111	308,000	389,500			
112	308,300	390,400			
113	308,500	391,000			
114	308,700	391,900			
115	308,900	392,800			
116	309,200	393,700			
117	309,500	394,500			
118	309,700	395,200			
119	310,000	396,000			
120	310,300	396,800			

教育職俸給表 (2)

	121	310,500	397,400			
	122	310,700	398,100			
	123	310,900	398,800			
	124	311,200	399,400			
	125	311,500	400,000			
	126		400,700			
	127		401,200			
	128		401,800			
	129		402,400			
	130		403,000			
	131		403,500			
	132		404,000			
	133		404,300			
	134		404,600			
	135		404,900			
	136		405,200			
	137		405,500			
	138		405,800			
	139		406,100			
	140		406,400			
	141		406,700			
	142		407,000			
	143		407,300			
	144		407,600			
	145		407,800			
	146		408,100			
	147		408,400			
	148		408,600			
	149		408,800			
	150		409,100			
	151		409,400			
	152		409,600			
	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
	158		411,100			
	159		411,400			
	160		411,600			
	161		411,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 俸給月額				
		円	円	円	円	円
		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

備考

- この表は、幼稚園、小学校及び中学校に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額は、この表の額に7,500円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別記第3

号俸	俸給月額
	円
1	390,000
2	439,000
3	490,000
4	553,000
5	632,000
6	737,000
7	862,000

別記第4

第1号任期付研究員

号俸	俸給月額
	円
1	413,000
2	474,000
3	536,000
4	619,000
5	719,000
6	821,000

別記第5

第2号任期付研究員

号俸	俸給月額
	円
1	345,000
2	381,000
3	409,000